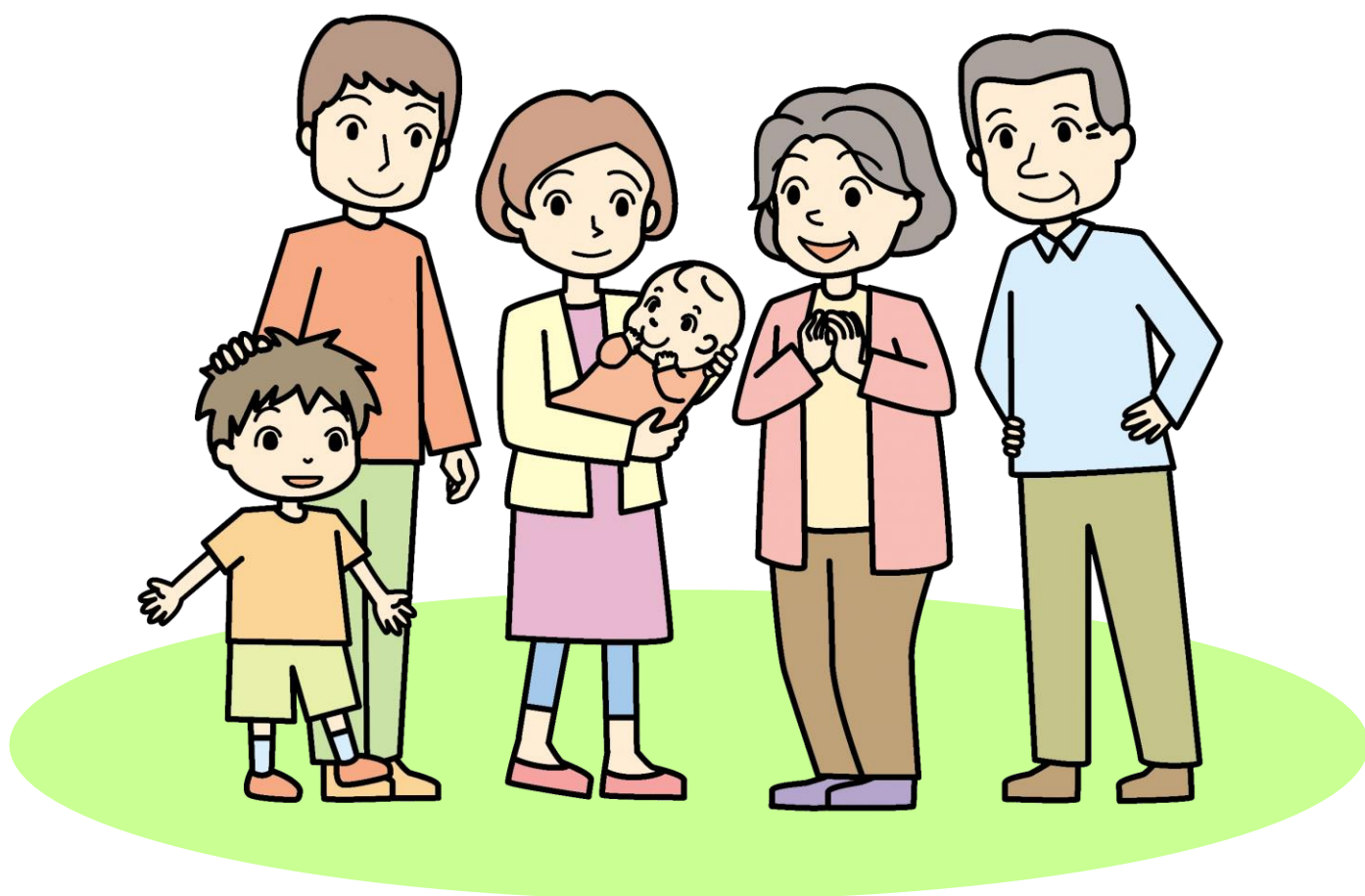


豊前市 子ども・子育て支援事業計画 (第3期) 案

～親子と地域! とともに元気に育つまち ぶぜん～



令和7年3月
豊前市

は じ め に

わが国は少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入しました。社会構造や経済構造に少なからぬ影響を及ぼしかねないこの深刻な事態に対して、今後、子育て支援にどう取り組んでいくべきか、行政としての真価が問われるところであります。

さて、子ども・子育て支援法を含む関連3法が平成24年に成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートしました。これに基づき、豊前市では平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする『豊前市子ども・子育て支援事業計画（第1期）』を、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を策定し、継続的な取り組みを進めてきましたが、第2期計画が今年度末をもって終了いたします。そこで、保護者を対象に行いましたアンケートの結果を参考にしながら、第2期計画の成果と課題を検証し、第3期計画を策定したところであります。

第3期計画におきましても、前期の基本理念を踏襲し、『親子と地域！ともに元気に育つまち ぶぜん』を基本理念に掲げました。

育児に対する不安や児童虐待、心の病を抱える児童の増加、家庭の教育力低下など子どもたちを取り巻く社会環境が年々厳しさを増していく中、きめ細かな、切れ目のない施策を継続していくことが求められています。この恵まれた豊かな自然環境の中で、一人ひとりの子どもがのびのびと成長できる環境づくりに努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なるご尽力をいただきました「豊前市子ども・子育て会議」委員の皆様、また貴重なご意見をくださいました市民の皆様に深く感謝申し上げます。



令和7年3月

豊前市長 後 藤 元 秀

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景と趣旨	4
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の策定体制と方法	7
第2章 こどもや子育てを取り巻く現状	9
第1節 人口・世帯の状況	10
第2節 婚姻および就労の状況	12
第3節 母子保健の状況	15
第4節 児童福祉施設および学校の状況	16
第5節 アンケート調査の結果から見える現状	19
第3章 こどもや子育てを取り巻く課題	29
(1) 各種統計からの課題把握	30
(2) アンケート等からの課題把握	31
(3) 子ども・子育て会議からの課題把握	32
第4章 計画の基本的な考え方	33
第1節 基本理念	34
第2節 基本目標	34
第3節 施策体系	36
第4節 教育・保育提供区域	38
第5章 施策の展開	39
基本目標1 心豊かに育つこどもの育成	40
基本施策1. こどもの権利・個性の尊重	40
基本施策2. 生きる力を育む	42
基本目標2 親と子がともに育つ家庭への支援	46
基本施策1. 健やかな家庭の育成	46
基本施策2. 育児不安を解消する支援体制の充実	50
基本目標3 育児も仕事も生きがいをもてる環境づくり	53
基本施策1. ニーズに応じた教育・保育サービスの実施	53
基本施策2. こどもに関する支援拠点の充実	57
基本施策3. 子育てにかかる経済的負担の軽減	58
基本施策4. 子育てしやすい社会環境づくり	60

基本目標4 子育て家庭を支えるまちづくり.....	61
基本施策1. 子育てしやすい生活環境づくり	61
基本施策2. 地域の連携による支援.....	63
基本施策3. 行政等による支援.....	64
第6章 計画の推進に向けて.....	65
第1節 行政、市民、事業者による連携した取組の充実.....	66
第2節 計画の進捗状況の管理・評価体制の整備	66
資料編.....	67
(1)豊前市子ども・子育て会議設置条例	68
(2)豊前市子ども・子育て会議委員名簿	70
(3)豊前市子ども・子育て会議開催状況(日程・審議事項).....	71

第1章 計画の策定にあたって

第１節 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、少子高齢化の急速な進行や、女性の社会進出に伴う共働き世帯のさらなる増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題への解決が求められています。

国は、平成１５年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成２５年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を制定するなど、子ども・子育て支援について総合的な施策を講じてきました。

しかし、依然として少子化が進行していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、待機児童問題や仕事と子育ての両立支援の環境整備が十分でないことなどから、平成２４年に一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定され、平成２７年４月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

また、全てのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくための司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、包括的な基本法として「こども基本法」が令和５年４月に施行され、同年１２月には「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が定められました。

これまで本市では、平成２７年３月に子ども・子育て支援法に基づき、市民の多様な保育、子育ての支援ニーズに答えるため、「第１期豊前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「親子と地域！ともに元気に育つまち ぶぜん」を基本理念として、こどもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、家庭と地域など社会全体が一体となって子育てを支えていくまちを目指し、子育て支援を行ってきました。

また、令和２年２月には第１期計画の基本理念を引継ぎ、「第２期豊前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、継続した子育て支援を行ってきましたが、令和６年度末に第２期計画の計画期間が満了を迎えることから、「第３期豊前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、こどもと子育て家庭の目線に立ち、こどもの育ちを重視する本市の実情に即した更なる環境整備を図ることを目指します。

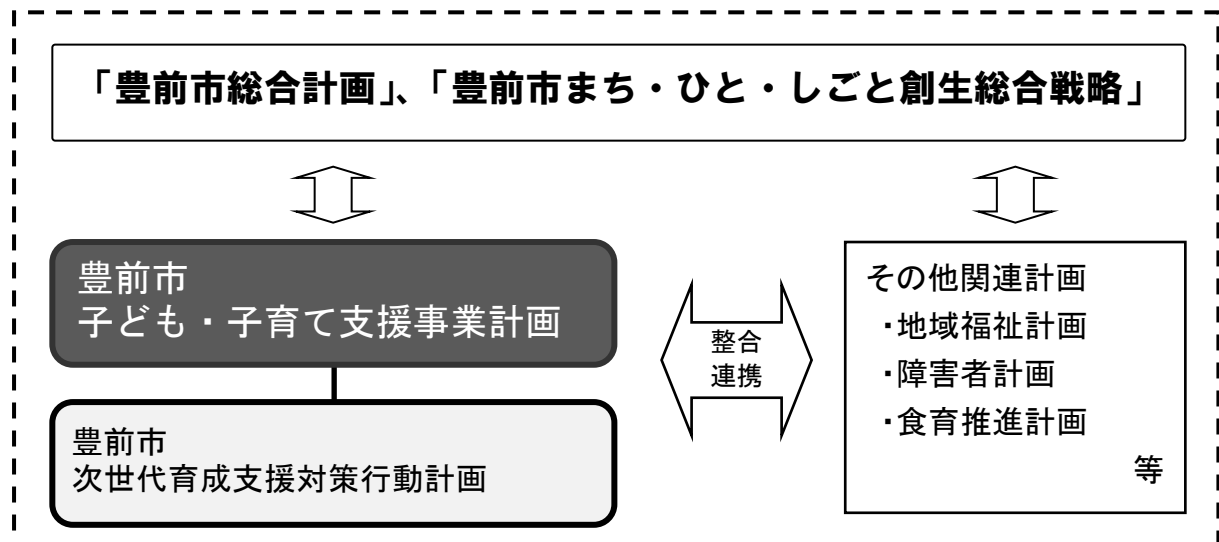
第2節 計画の位置づけ

計画の法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同時に、少子化解消推進対策とも深く関わりをもつため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「豊前市次世代育成支援対策行動計画」の考え方を継承し、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画も一体的に策定するものとします。

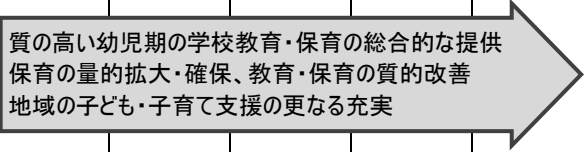
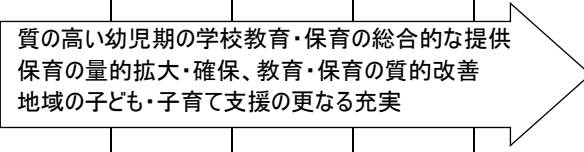
他計画との関係

本計画は、上位計画である「豊前市総合計画」、「豊前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」その他関連計画と整合、連携を図って策定しています。



第3節 計画の期間

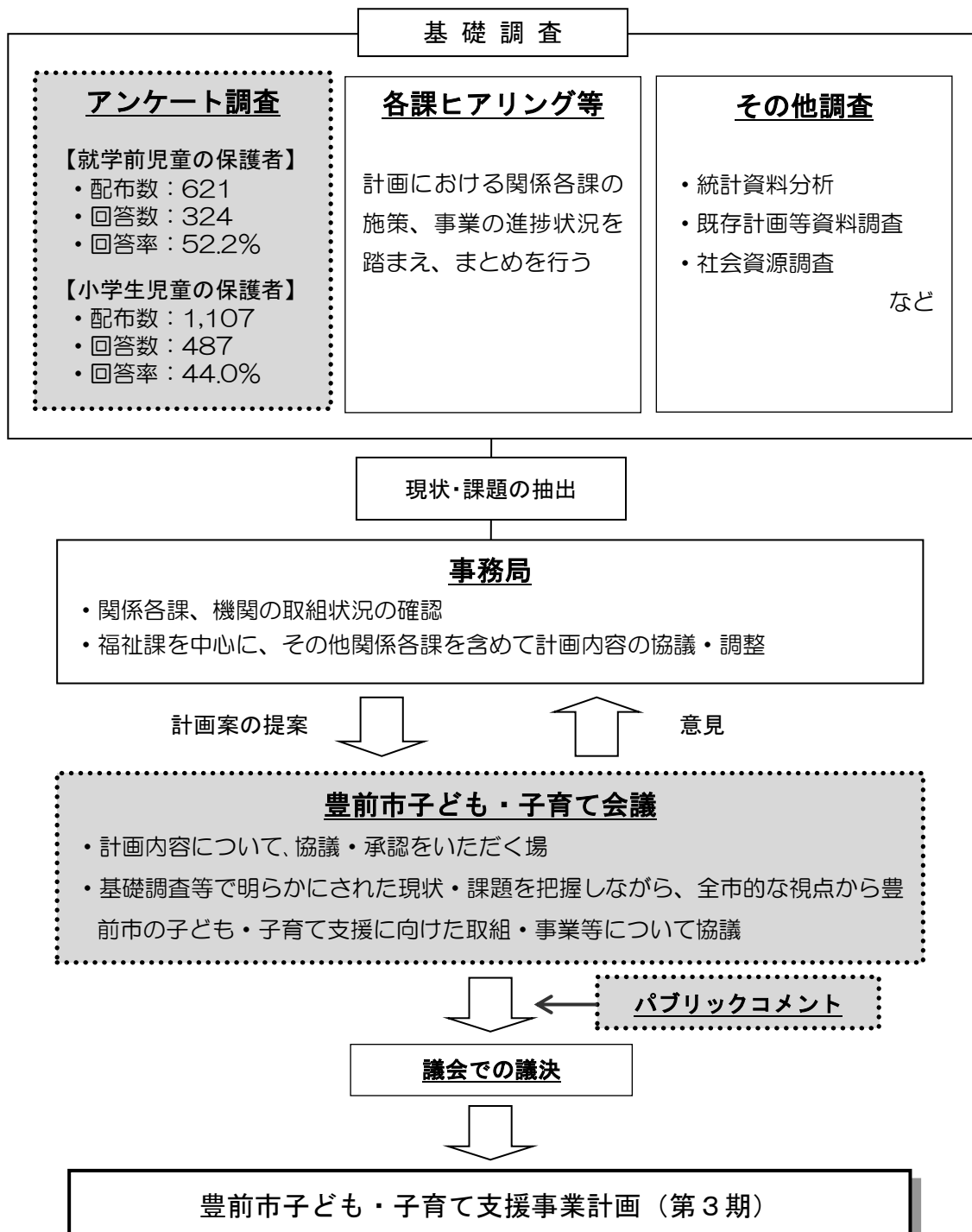
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画（第2期） 					子ども・子育て支援事業計画（第3期） 				



第4節 計画の策定体制と方法

本計画は、豊前市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ、議会での議決を経て、策定しました。



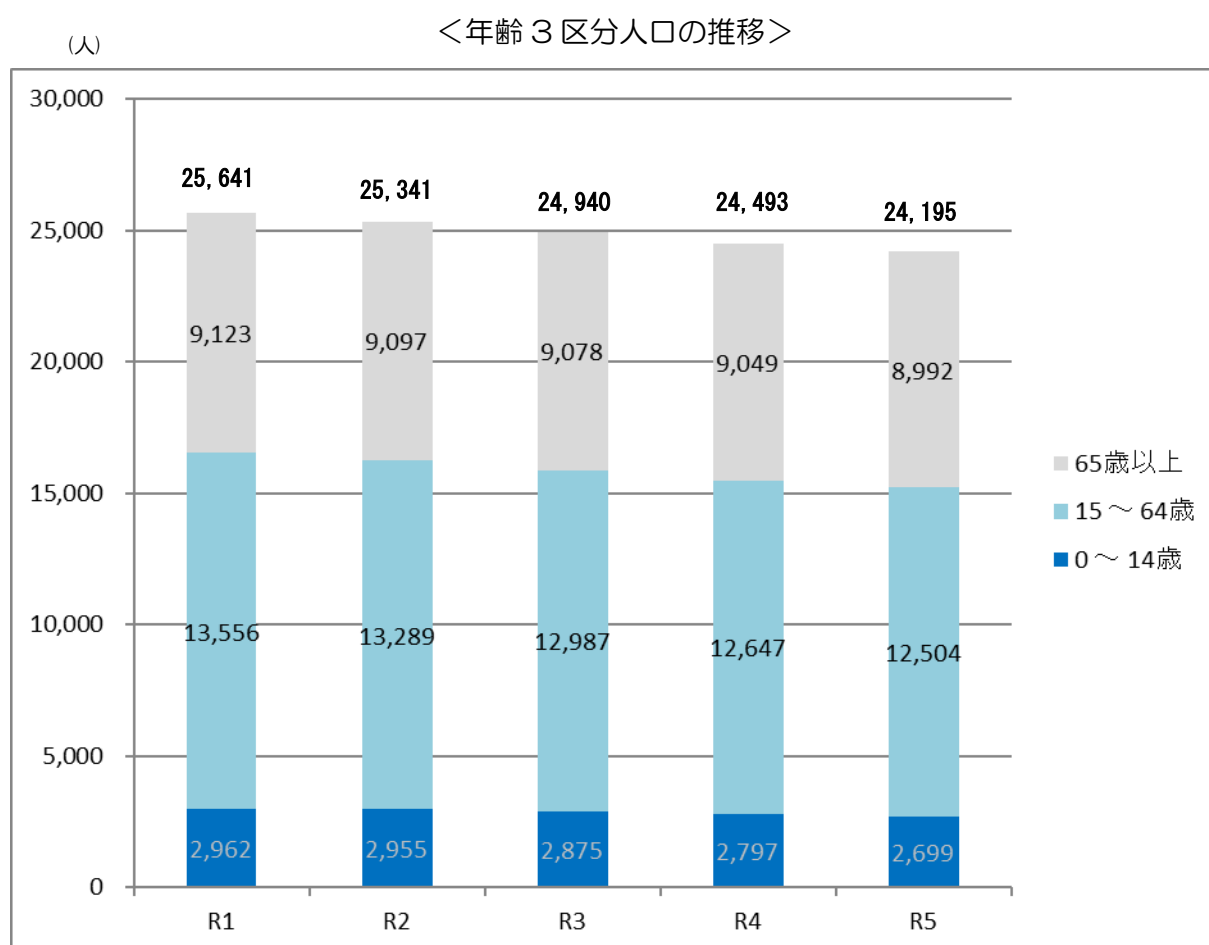
※  は、住民参加による策定プロセスを示す

第2章 こどもや子育てを取り巻く現状

第 1 節 人口・世帯の状況

1 人口の推移

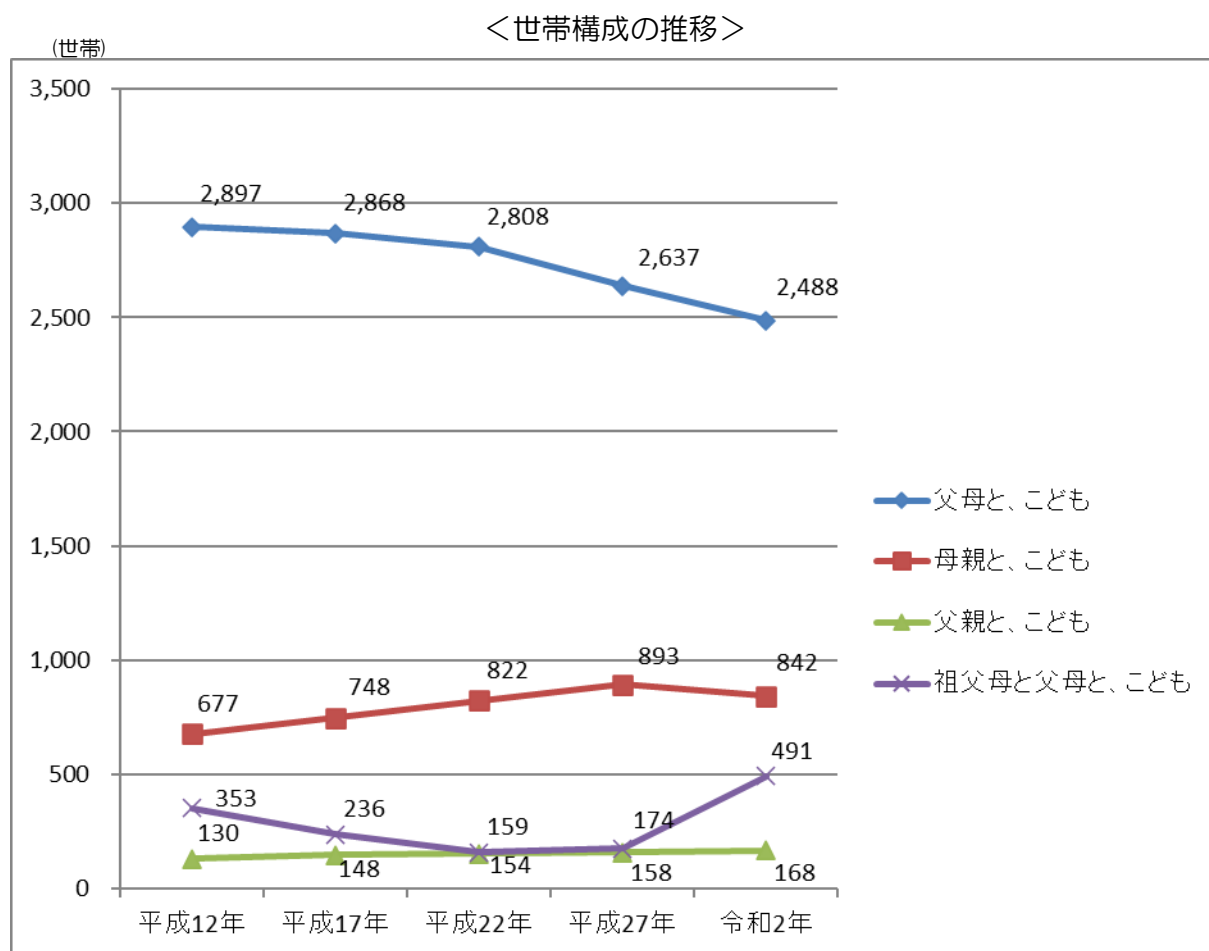
本市の人口はゆるやかな減少傾向にあります。年齢 3 区別にみると、65 歳以上が占める人口の割合は増加していますが、0～14 歳が占める人口の割合は減少しており、少子高齢化の傾向にあることがわかります。



資料：福岡県HP 住民基本台帳年報（各年 1 月末現在）

2 世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移をみると、「父母と、子ども」世帯は減少している一方、「祖父母と父母と、子ども」世帯が増加しています。

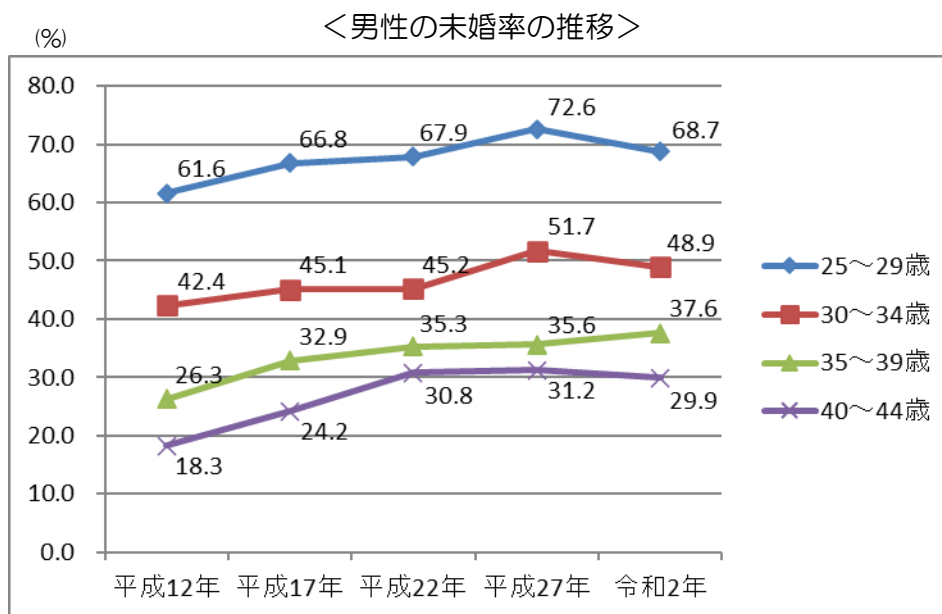


資料：国勢調査

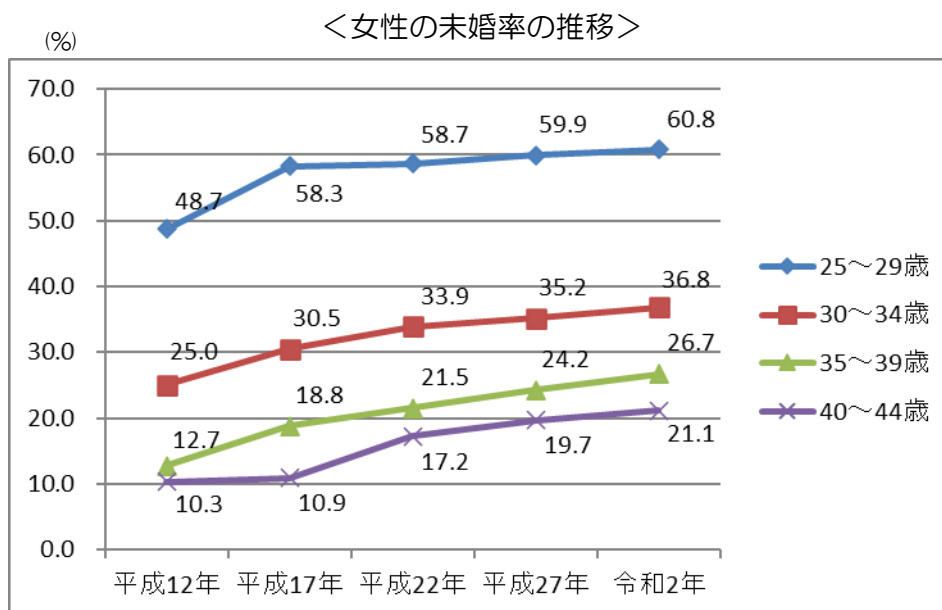
第2節 婚姻および就労の状況

1 未婚率

本市の未婚率の状況をみると、特に40～44歳の男性では平成12年で18.3%でしたが、令和2年で29.9%となっており、20年間でおよそ12ポイント増加しています。他の年代の男性は減少していますが、女性においては各年代とも増加傾向にあり、晩婚化・非婚化が進行しています。



資料：国勢調査

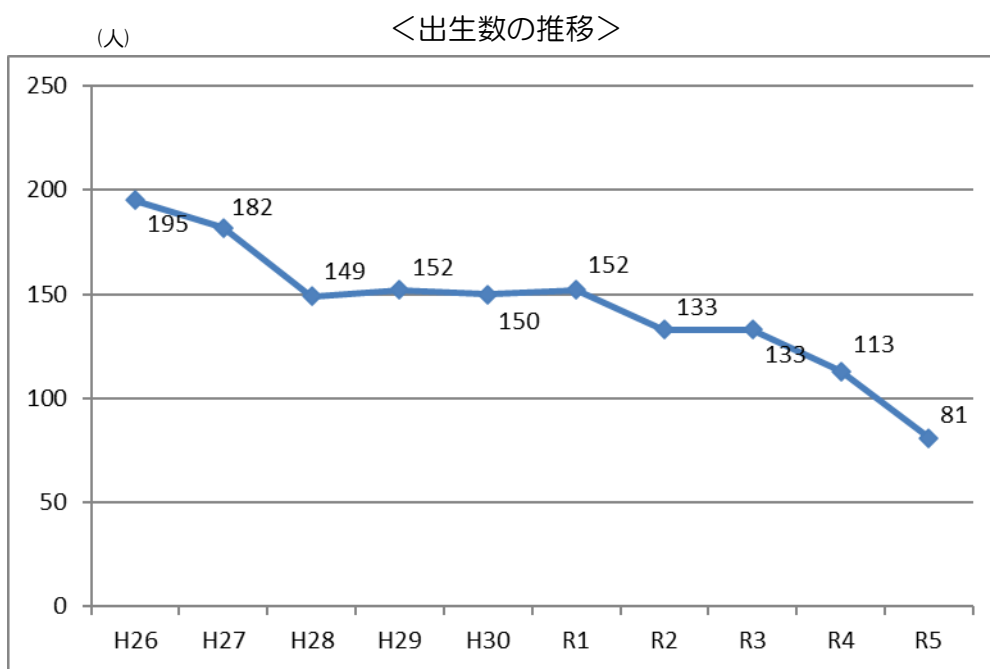


資料：国勢調査

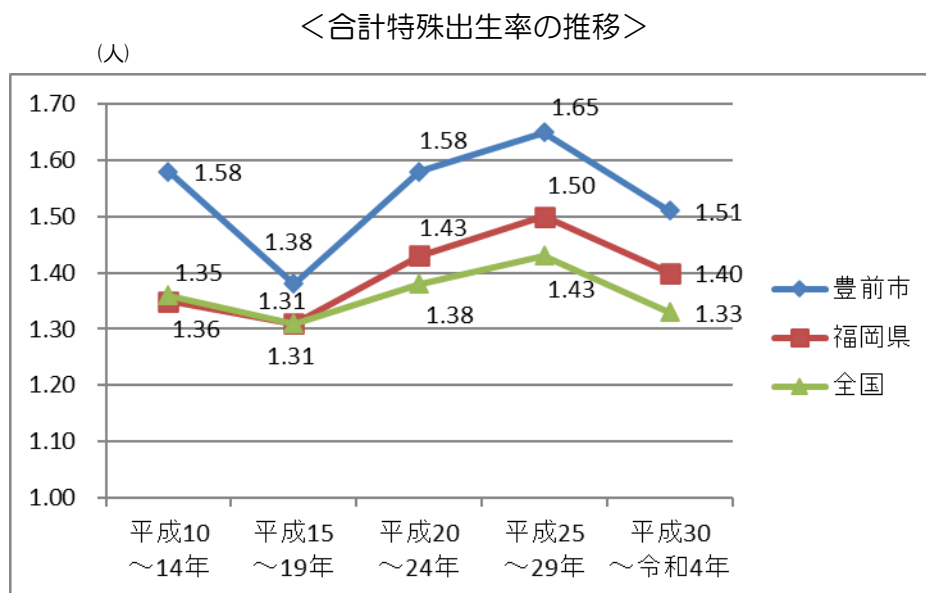
2 出生数および合計特殊出生率の推移

本市の出生数をみると、平成 26 年から減少傾向にあり、令和 5 年には 81 人と大幅に減少しています。

本市の合計特殊出生率も、全国、福岡県と同様に減少傾向にあります。



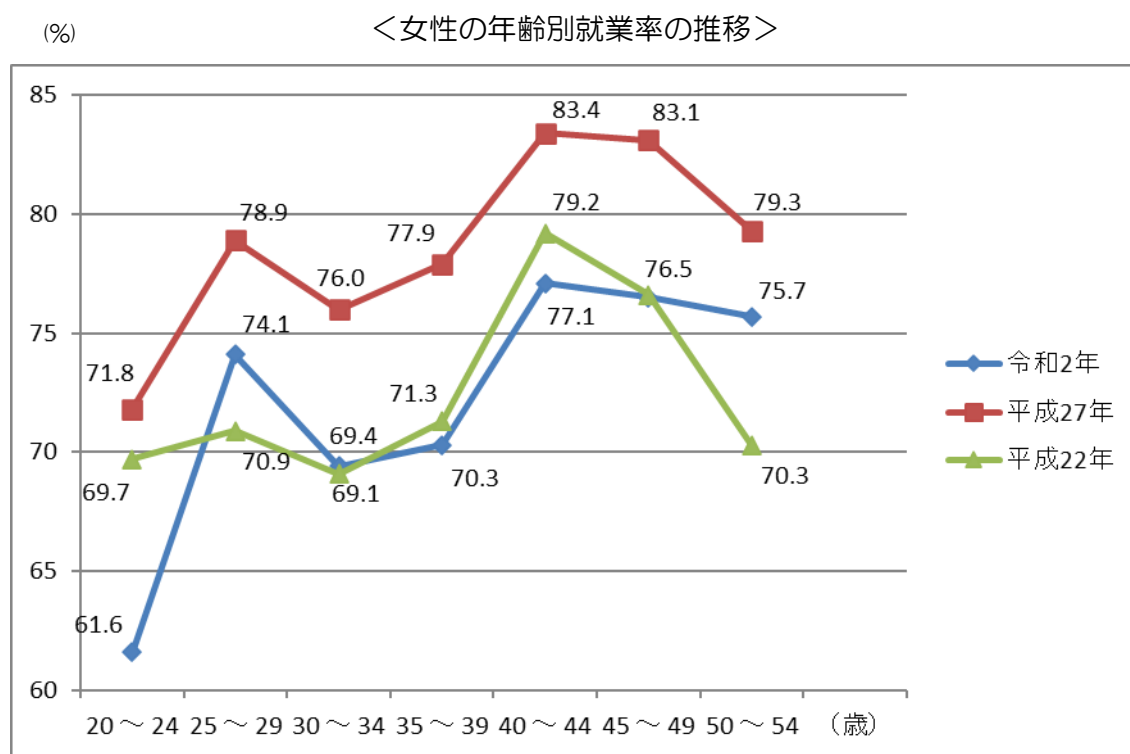
資料：市民課



資料：(全国値) 人口動態調査、(県・市値) 人口動態統計特殊報告 (バイズ推定値)

3 就労状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、平成27年と比較して令和2年では全ての世代で就業率が低下しています。



第3節 母子保健の状況

1 乳幼児健診の状況

乳幼児健診の受診率の状況をみると、令和元年度から令和3年度までは、受診率が下がっていましたが、令和4年度から受診率が高くなっています。

＜乳幼児健診の受診者数および受診率の状況＞

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児	対象者(人)	160	145	148	102	97
	受診者(人)	139	131	133	101	100
	受診率(%)	86.9	90.3	89.9	99.0	103.1
7か月児	対象者(人)	148	161	142	113	99
	受診者(人)	137	151	123	110	102
	受診率(%)	92.6	93.8	86.6	97.3	103.0
1歳6か月児	対象者(人)	152	149	150	151	103
	受診者(人)	154	144	145	151	102
	受診率(%)	101.3	96.6	96.7	100.0	99.0
3歳児	対象者(人)	161	173	148	175	133
	受診者(人)	163	171	137	173	134
	受診率(%)	101.2	98.8	92.6	98.9	100.8

※未受診者が遅れて受診する場合があるため、受診率が100%を超える場合があります。

資料：健康長寿推進課（各年度3月末現在）

第4節 児童福祉施設および学校の状況

1 保育園の状況

現在、本市には認可保育園が6園、認定こども園が4園あり、令和6年度の定員は840人となっています。

保育園在園児数（市内）の推移をみると、令和元年度には782人でしたが、令和5年度には655人となり、減少傾向にあります。

＜保育園在園児数の推移＞

単位：人

		令和6 年度 定員	令和元 年度		令和2 年度		令和3 年度		令和4 年度		令和5 年度	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
私立	宇島乳児保育園	60	63	2	53	0	52	1	48	0	43	0
	宇島保育園	100	65	2	66	2	68	2	66	0	58	0
	和光保育園	90	81	4	71	2	60	3	56	5	50	9
	松若保育園	85	70	4	67	3	54	0	47	3	40	8
	清和保育園	45	45	1	38	0	32	0	26	0	24	1
	清高 りとるぱんぷきんず	95	95	10	93	12	91	11	85	9	96	9
	こどもの園 りとるぱんぷきんず	135	129	13	138	8	138	13	135	14	143	6
	ほほえみこども園	65	59	1	46	4	45	5	55	3	57	2
	みのりこどもえん	105	113	3	112	6	94	5	84	4	86	3
公立	ちづか保育園	60	62	3	65	2	64	4	59	1	58	3
	計	840	782	43	749	39	698	44	661	39	655	41

※市外：市外在住の子どもの利用

資料：福祉課（各年度3月末現在）

また、市外の保育園を利用しているこどもの数をみると、豊築地域と中津市の保育園利用があります。

＜市外保育園利用者数の推移＞

単位：人

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
上毛町	7	6	6	14	11
吉富町	8	8	11	8	10
築上町	10	6	9	3	8
中津市	11	14	12	12	5
行橋市	0	2	0	0	0
計	36	37	39	39	35

資料：福祉課（各年度３月末現在）

２ 幼稚園の状況

現在、本市には令和２年度に施設型給付対象施設に移行した幼稚園が１園あります。

＜幼稚園在園児数の推移＞

単位：人

		令和６ 年度 定員	令和元 年度		令和２ 年度		令和３ 年度		令和４ 年度		令和５ 年度	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
私立	豊前幼稚園	175	92	3	77	5	75	2	68	1	54	4

※市外：市外在住の子どもの利用

資料：福祉課調べ（各年度３月末現在）

3 小学校の状況

現在、本市には小学校が 10 校あります。児童数の推移をみると減少傾向が見られます。市内児童数の合計は、令和元年度には 1,286 人でしたが、令和 5 年度には 1,175 人と 111 人減少しています。

＜小学校児童数の推移＞

単位：人

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
八屋小学校	260	260	268	254	244
大村小学校	28	29	31	30	28
宇島小学校	205	201	219	212	200
角田小学校	70	69	62	63	54
山田小学校	68	70	76	75	69
千束小学校	149	134	156	164	153
三毛門小学校	237	220	206	211	200
黒土小学校	137	139	126	123	115
横武小学校	59	60	59	59	53
合岩小学校	73	67	61	62	59
計	1, 286	1, 249	1, 264	1, 253	1, 175

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

第5節 アンケート調査の結果から見える現状

1. 調査の概要

■調査目的

令和7年度から第3期「子ども・子育て支援事業計画」が始まることを受けて、市民の皆様が子ども・子育てについて日頃考えていることや利用したいサービスなどを把握するため、アンケートを実施しました。

■調査方法

(1) 調査対象者

就学前児童調査 市内在住の就学前の児童のいる家庭

小学生児童調査 市内在住の小学校の児童のいる家庭

(2) 調査対象者数

就学前児童調査 621 件

小学生児童調査 1,107 件

(3) 調査方法

利用施設・学校を通じた配布・回収（Web 回答も可）、施設未利用者は、郵送配布・郵送回収（Web 回答も可）

(4) 調査実施期間

令和6年6月28日～7月12日

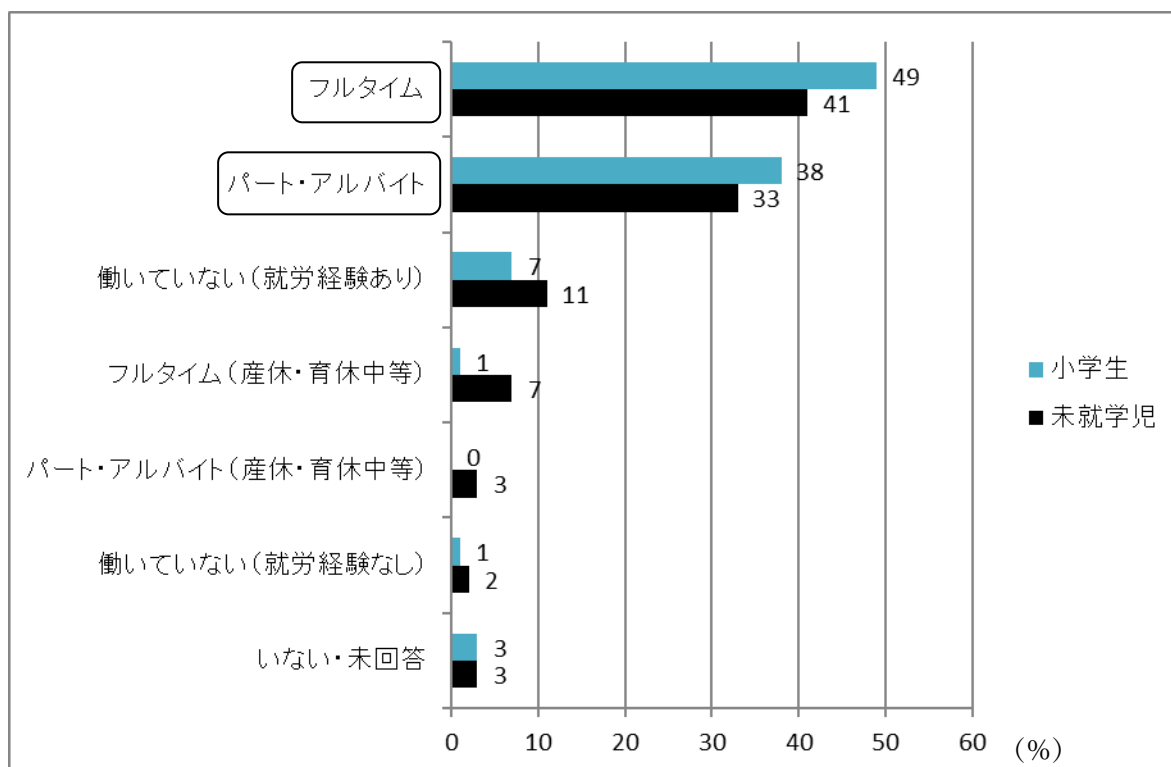
■回答状況

調査名	発送数（件）	回答数（件）	回答率（%）
1. 就学前児童調査	621	324 （うち WEB 72）	52.2 （うち WEB 11.6）
2. 小学生児童調査	1,107	487 （うち WEB 93）	44.0 （うち WEB 8.4）
合 計	1,728	811	46.9

2. アンケート調査の結果

(1) 母親の就労状況について

母親の就労状況についてみると、「フルタイムで働いており産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で41%、小学生児童で49%、次いで、「パート・アルバイト等で働いており産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で33%、小学生児童で38%となっています。

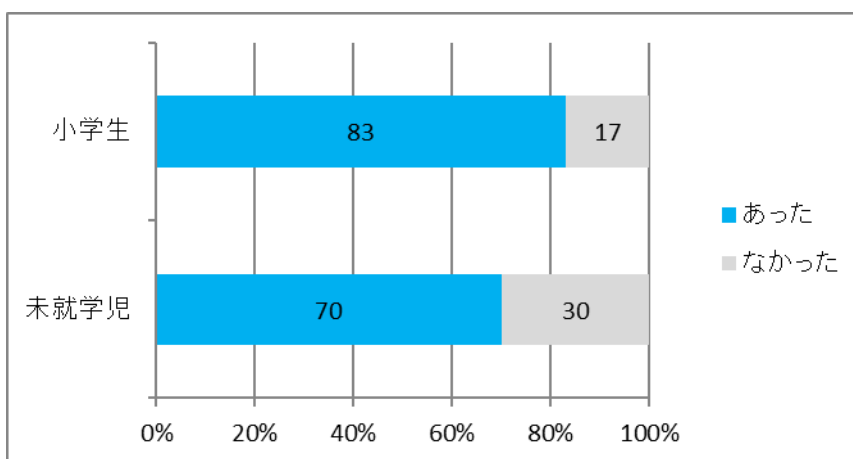


資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和6年度）

（２）病児・病後児保育について

○こどもが病気やケガで通常のサービスが利用できなかったことや小学校を休んだことがあったか

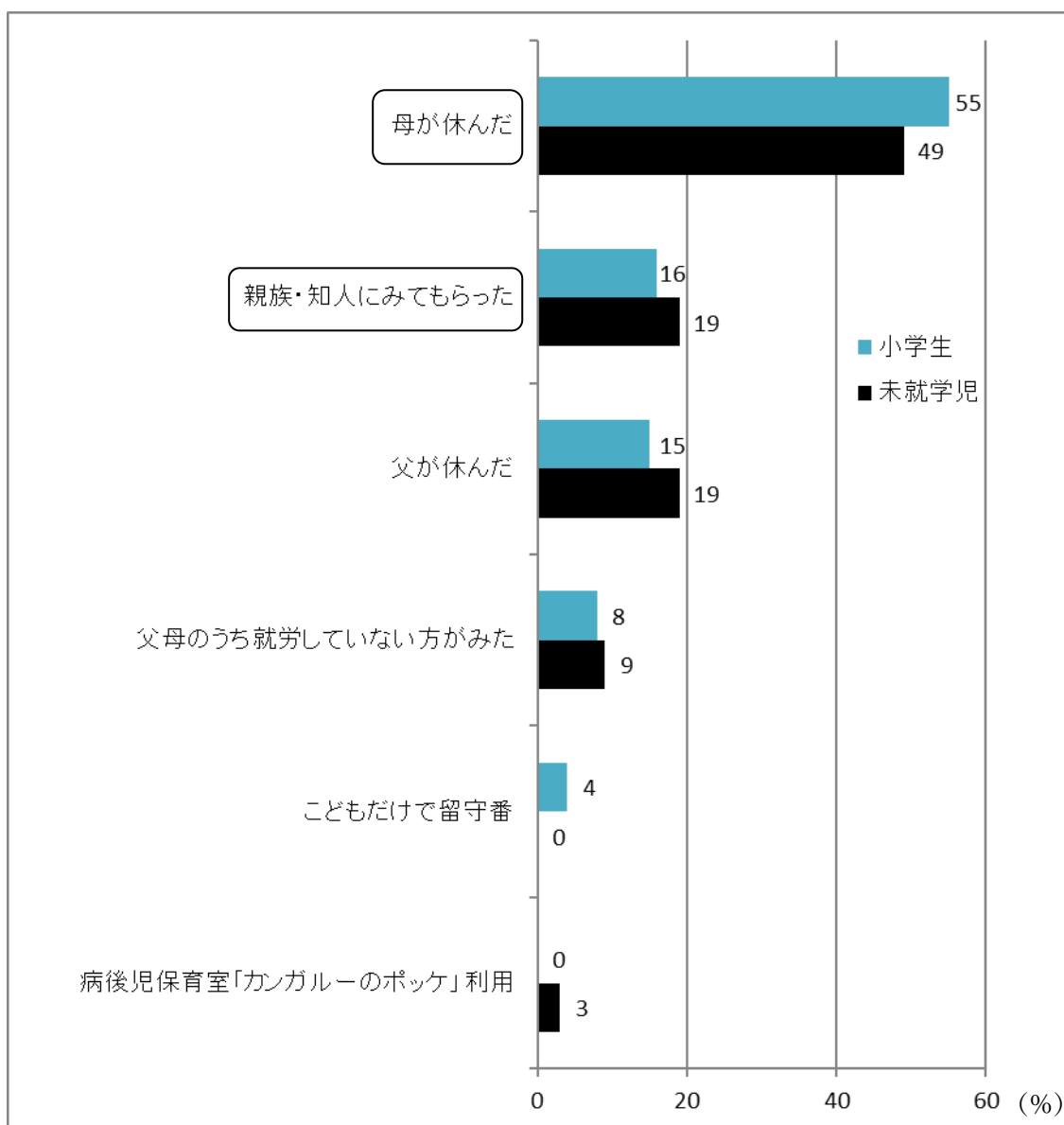
こどもが病気やケガで通常のサービスが利用できなかったことや小学校を休んだことがあったかについてみると、「あった」が就学前児童で 70%、小学生児童で 83%、「なかった」が就学前児童で 30%、小学生児童で 17%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和 6 年度）

○こどもが病気やケガで通常のサービスが利用できなかった場合や小学校を休んだ場合に、この1年間に行った対処方法

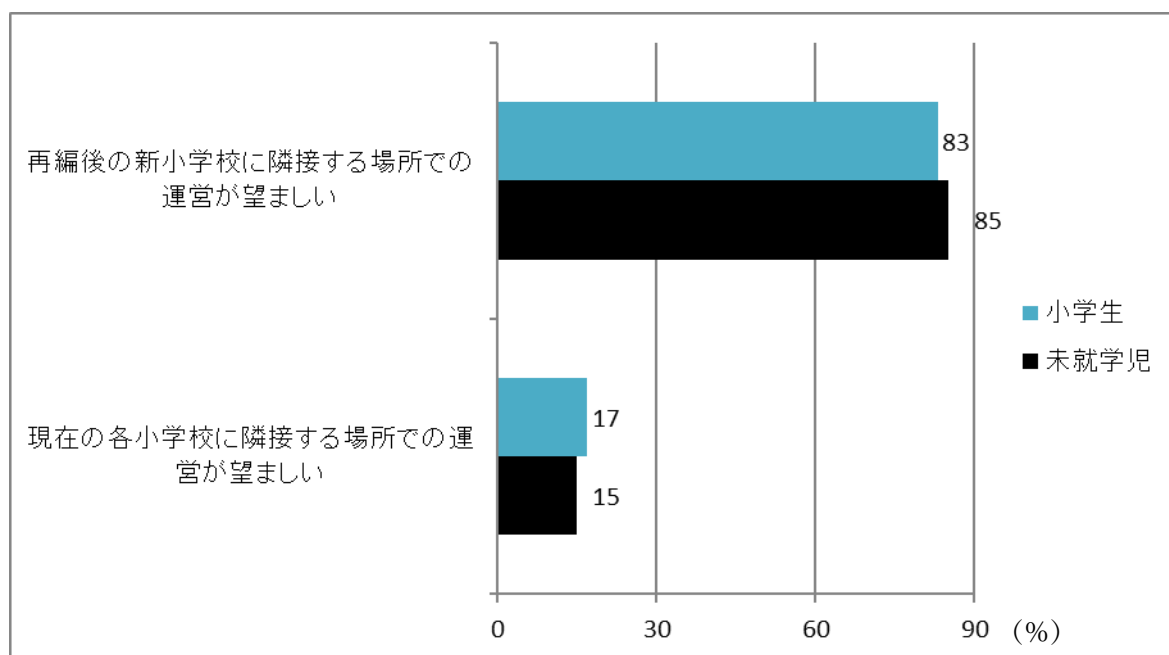
こどもが病気やケガで普段利用している教育・保育のサービスが利用できなかった場合や小学校を休んだ場合の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童で49%、小学生児童で55%と最も高く、次いで、「(同居者を含む)親族・知人にこどもをみてもらった」が就学前児童で19%、小学生児童で16%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和6年度）

（３）小学校再編後の放課後児童クラブの運営について

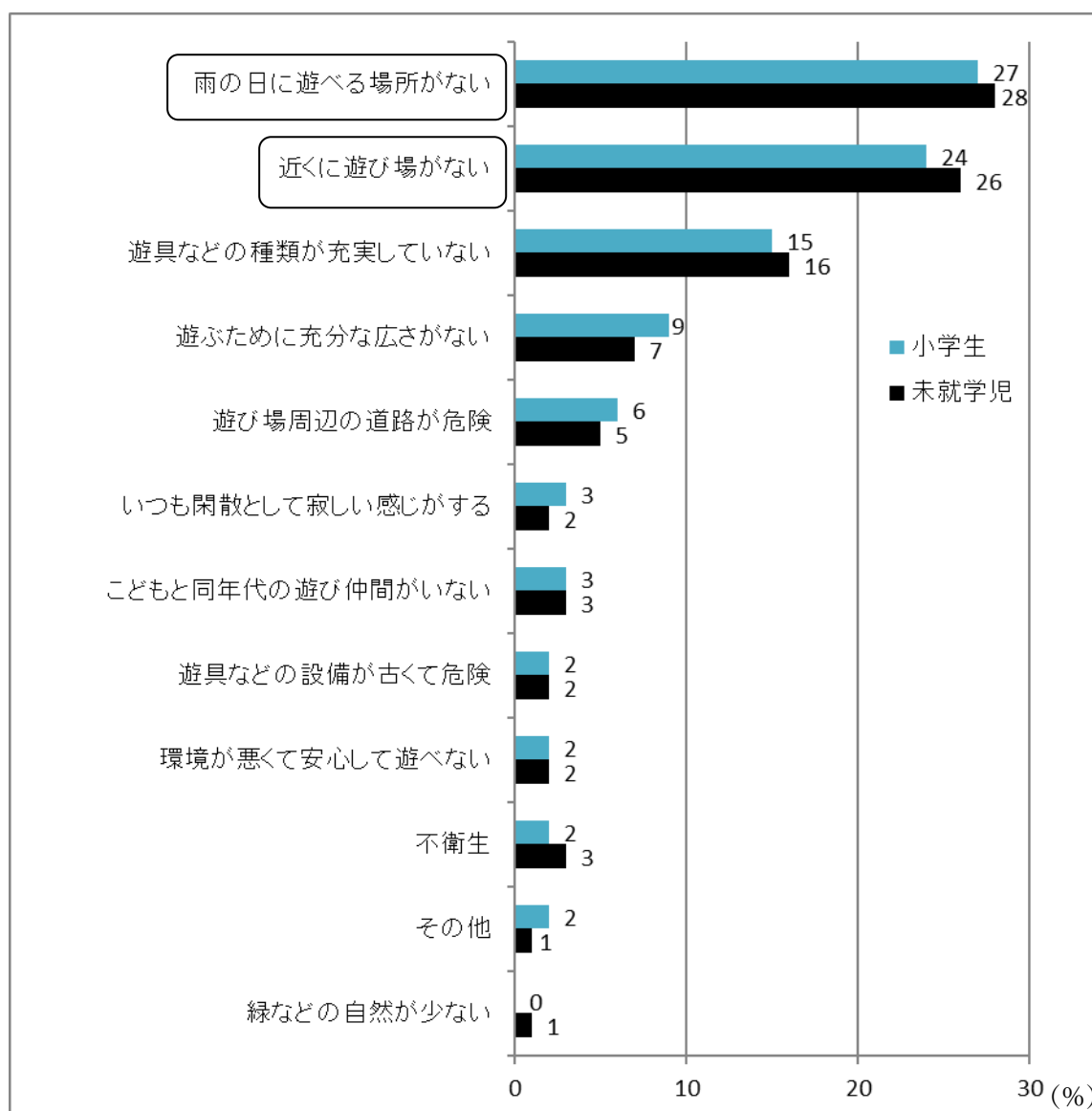
小学校再編後の放課後児童クラブを運営する場所についてみると、「再編後の新小学校に隣接等する場所で放課後児童クラブを運営することが望ましい」が就学前児童で８５％、小学生児童で８３％となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和６年度）

（４）家の近くのこどもの遊び場に対して、日頃感じていることについて

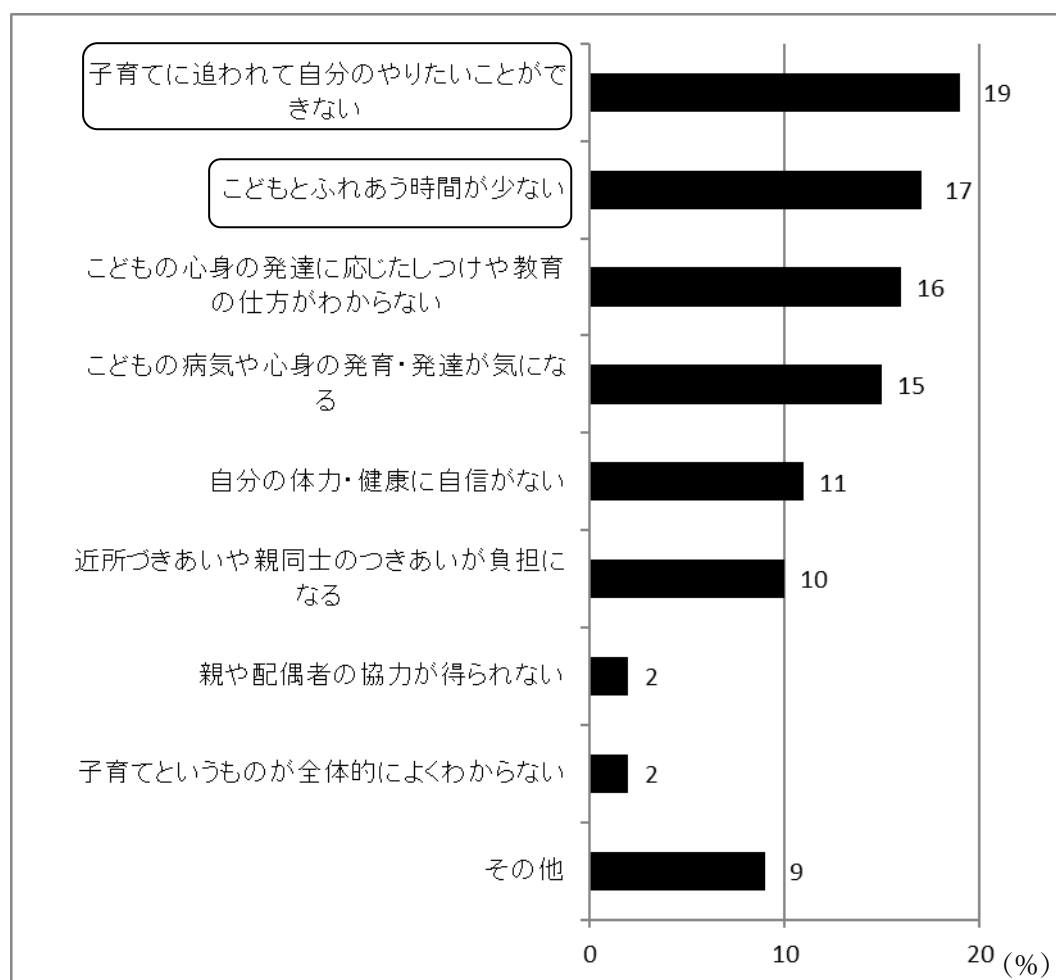
家の近くのお子さんの遊び場に対して、日頃感じていることについてみると、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童で 28%、小学生児童で 27%、「近くに遊び場がない」が就学前児童で 26%、小学生児童で 24%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和 6 年度）

（５）心理的な子育ての悩みについて（※未就学児童のみ）

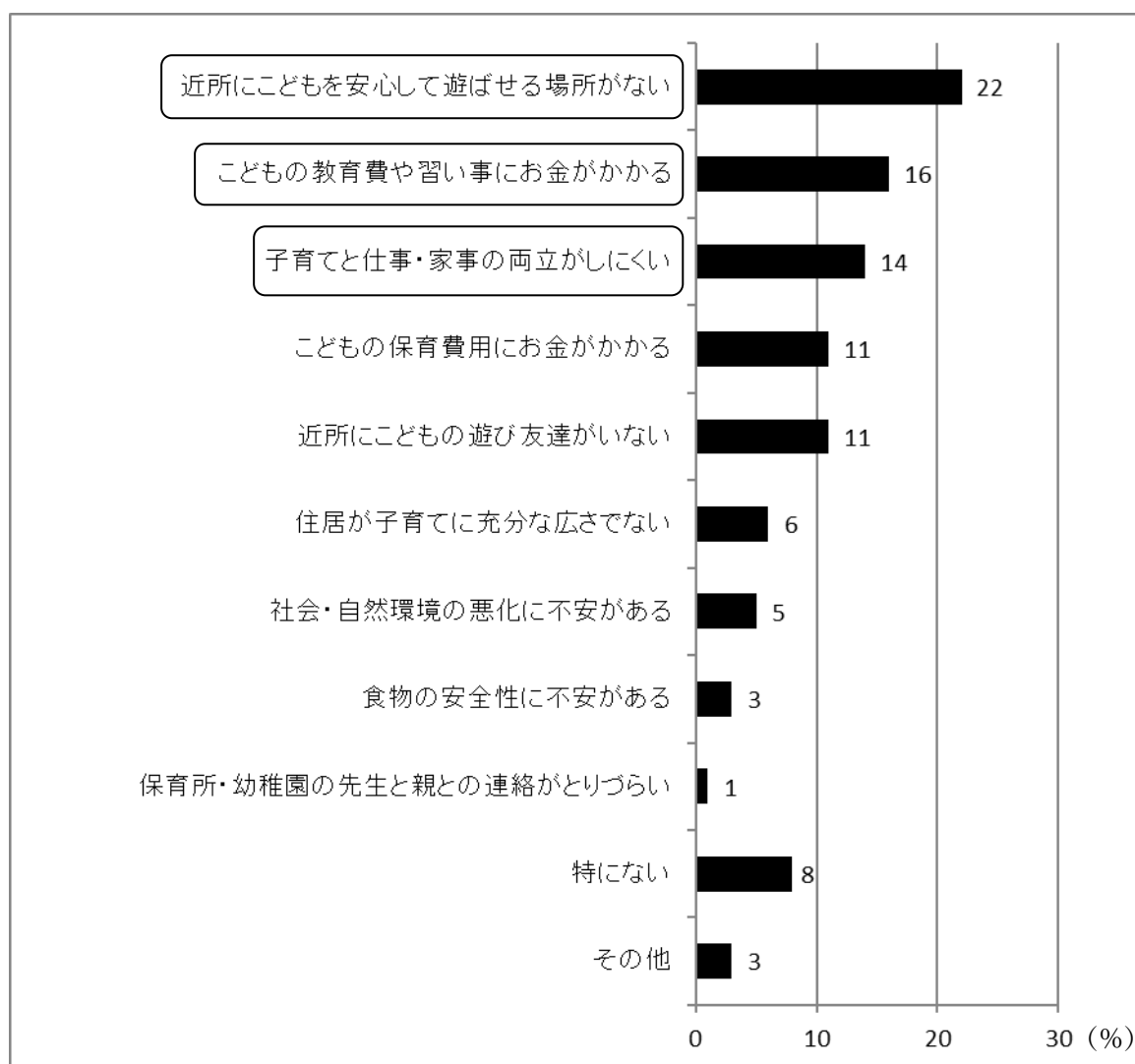
心理的な子育ての悩みについてみると、「子育てに追われて自分のやりたいことができない」が19%、「こどもとふれあう時間が少ない」が17%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和6年度）

（６）環境的な子育ての悩みについて（※未就学児童のみ）

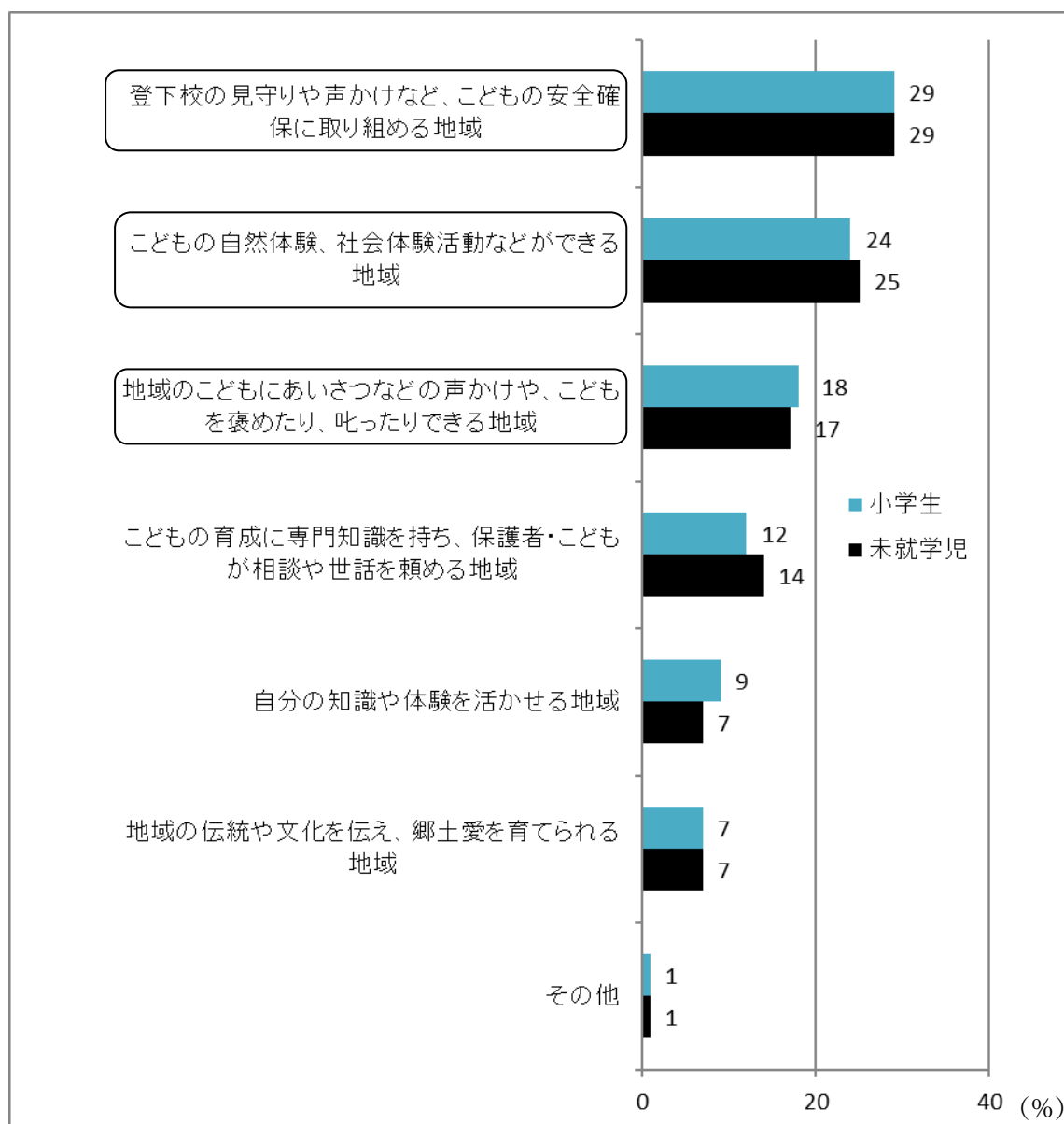
環境的な子育ての悩みについてみると、「近所にこどもを安心して遊ばせる場所がない」が 22%、「こどもの教育費や習い事にお金がかかる」が 16%、「子育てと仕事や家事との両立がしにくい」が 14%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和 6 年度）

（７）こどもの育成を支援するため、どのような地域が必要だと思うかについて

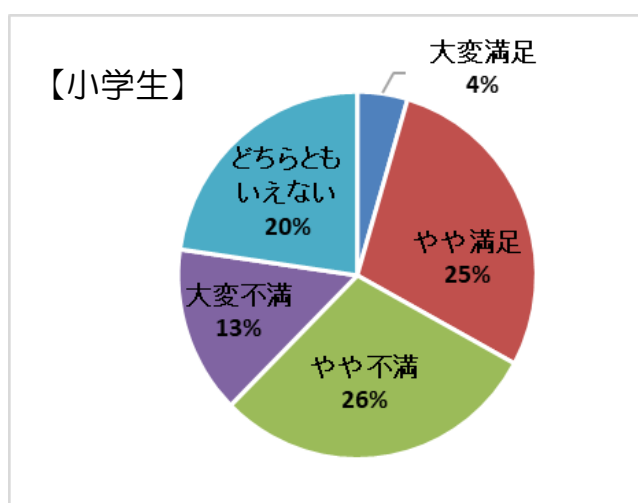
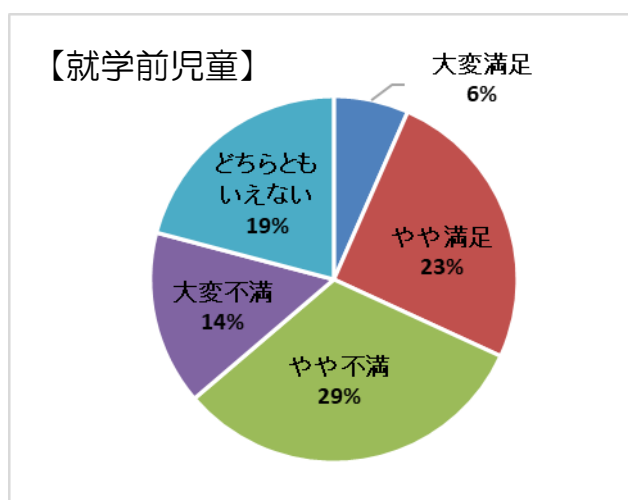
こどもの育成を支援するため、どのような地域が必要だと思うかについてみると、「登下校の見守りや声かけなど、こどもの安全確保に取り組める地域」が就学前児童・小学生児童で 29%、次いで、「こどもの自然体験、社会体験活動などができる地域」が就学前児童で 25%、小学生児童で 24%、「地域のこどもにあいさつなどの声かけや、こどもをほめたり、しかったりできる地域」が就学前児童で 17%、小学生児童で 18%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和 6 年度）

（８）豊前市の子育て支援全体に対する満足度について

豊前市の子育て支援全体の満足度についてみると、「やや満足」が就学前児童で 23%、小学生児童で 25%、一方「やや不満」が就学前児童で 29%、小学生児童で 26%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果（令和 6 年度）

第3章 こどもや子育てを取り巻く課題

（１）各種統計からの課題把握

◇人口・世帯等

○令和５年までの住民基本台帳人口に基づく総人口は、減少傾向にあり、総人口に占める０～１４歳人口の割合は減少傾向にありますが、６５歳以上の割合は増加傾向にあることから、今後も少子高齢化の傾向が続くことが予測されます。

○ひとり親世帯数の増加が続いており、今後も、ひとり親家庭への支援の拡充が求められます。

◇婚姻および就労状況等

○未婚率については、男女ともに、総じて増加傾向にあり、今後も少子化の傾向が続くと予測されます。

○出生数、合計特殊出生率も減少傾向にあり、合計特殊出生率は平成３０年～令和４年で１.５１と人口の維持に必要と言われている２.０７より低くなっています。

○女性の年齢別就業率をみると、令和２年では、平成２７年と比べるとすべての年齢で就業率が低下しています。

◇母子保健等

○令和５年度の乳幼児健診の状況をみると、ほぼ１００％の受診率となっています。引き続き、年齢ごとの成長課題等の情報提供の機会を十分に確保し、受診率１００％を目指します。

◇教育・保育施設等

○市内では待機児童は出ていないものの、保育園によっては、定員超過の状態が続いています。また、在園児数は減少傾向にありますが、特性のあることにも対する支援が求められます。

○幼稚園については、少子化の影響もあり在園児数が令和元年度以降、減少傾向にあります。

（２）アンケート等からの課題把握

◇子育て支援等

- これからの子育て施策で期待することとして、経済的な支援を求める意見が多く挙がっているほか、情報発信の強化や安全・安心な子育て環境の整備が求められています。
- 母親の就労状況についてみると、およそ 8 割の人が働いており、保育を必要とする方への保育サービスの提供が必要です。
- 病気などで通常の保育サービスを受けられず、母親が仕事を休んで対処している方が多いため、病後児保育の周知が必要です。
- 放課後児童クラブについてみると、夏休み等の長期休み期間の受入れを求める意見が挙がっています。
- 小学校再編後の放課後児童クラブの運営について、再編後の新小学校に隣接等する場所での運営を望む割合が8割を超えていますが、現在の小学校に隣接等する場所での運営を望む意見として、保護者の送迎負担の軽減、地域住民との関わり合いが維持できるという意見が挙がっています。

◇子育ての悩み等

- 心理的な子育ての悩みについてみると、子育てに追われて自分のやりたいことができないこと、こどもとふれあう時間が少ないことなどの割合が高くなっています。
- 環境的な子育ての悩みについてみると、近所にこどもを安心して遊ばせる場所がないこと、こどもの教育費や習い事にお金がかかること、子育てと仕事や家事との両立がしにくいことの割合が高くなっています。
- 遊び場所について、雨の日に遊べる場所がないことや、近くに遊び場がないことの割合が高くなっています。
- 相談支援に関しては、相談窓口の周知不足、気になるお子さんの相談窓口の拡大、相談できる場所の拡充などの意見が挙がっています。

◇地域での子育て等

- こどもの育成に関して、地域のあるべき姿についてみると、登下校の見守りや声かけなど、こどもの安全確保に取り組める地域が求められています。
- 地域での子育てに関しては、地域とのつながりの弱体化、保護者を含む地域の子育て力の低下、気になるお子さんの増加に対する対応、通学路の安全への不安などの意見が挙がっています。

（３）子ども・子育て会議からの課題把握

◇サービスの周知等

- 説明を聞いて、初めて知るサービスがあり、情報の不足を感じる。
- 市報が配布されない家庭や市報だけでは十分に伝わらない場合もあるので、ホームページやSNSを活用し、情報発信の方法を検討したほうがよい。
- ひとり親家庭に対し制度の周知を図ることで、制度を知らなくて必要な支援を受けられない方をなくすようにするべき。

◇気になるこども、障がいのあるこども等

- ５歳児健診や眼科健診の実施について検討したほうがよい。
- 気になるこどもや障がいのあるこどもへの対応として、幼稚園や保育園への巡回相談を行っているが、こどもの拾い出しのみに終わって欲しくない。
- 気になるこどもに対して「発達障害」というレッテル貼りが行われることが見受けられるが、人の個性は様々であり、互いに多様性を認め合って共に生きるという社会を目指すため、未就学期からの教育が大切であり、教師をはじめとする大人たちにも、研修の機会が必要ではないかと感じる。

◇その他意見

- 計画策定（５年）ごとではなく、定期的にアンケートを実施すべき。
- 大きく増加しているひとり親家庭に対し様々な支援が必要と思われる。専門員等を配置し、相談体制の充実を行うことも大切。
- 外国人の子どもについて、市ではまだ数が少ないが、今後、増加していくのは間違いないので、事前に対策・支援策を準備しておくべき。地域の方が守ってあげる体制を作ることが重要。このようなこどもたちは将来、国と国を繋ぐ懸け橋となってくれることが期待される。
- 親子ふれあい料理教室は、夕方や日曜の開催など時間に余裕のない世帯に配慮してはどうか。
- 専門家へ相談する前にざっくばらんに会話できる場があれば、色々な人と関係性ができ、困った時に助け合える雰囲気ができ、安心して子育てができるのでは。
- 「～してほしい」という意見が多く、行政（他人）任せになっているように感じた。子育てに望むことに関して、保護者自身が当事者になれる仕組み作りを、行政・市民・こどもたちと一緒に対話しながら作っていったら、前向きで面白くなるのではと思った。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市には、豊かな自然と地域の助け合いがあります。この特徴を活かし、こどもは豊かな自然と人とのふれあいの中で、のびのびと豊かに成長できること、さらに親は子育ての喜びと楽しさを実感しながら、自分自身の人間的成長を図ることができること、それと同時に、地域も活性化していき、ともに元気に成長できるまちとなることをめざすとした、第2期計画を踏襲し、基本理念についても

親子と地域！ ともに元気に育つまち ぶぜん

と設定します。

第2節 基本目標

本計画の基本理念を具体化するため、本計画では次の4つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 心豊かに育つ こどもの育成

近年、育児に関する不安や負担感・経済的困窮などによるネグレクトや、体罰などの児童虐待やいじめなど、こどもの人権を脅かす状況が社会問題となっています。

また、少子化等に伴い、地域での集団遊びや、こども同士の交流の機会が減っていますが、こどもたちが社会性を備え、たくましく育つためには、豊かな体験活動は必要不可欠です。

このような状況の中で、心豊かにこどもが育つために、教育や道德の充実、豊かな体験活動の推進などに取り組みます。

基本目標2 親と子がともに育つ家庭への支援

生まれたこどもが、心身ともにいきいきと健やかに育つことは、地域に暮らす市民すべての願いであり、「健康」はよりよい生活を送るための大切な基盤です。親子が健やかに育つことができる子育て環境が実現できるよう、妊娠期から乳幼児期、学齢期、思春期にわたるライフステージにおいて切れ目のない支援が必要です。

また、近年、核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化により孤立する保護者や、こどもの発育・発達について心配する保護者など、子育てをしていくにあたって不安感を抱く保護者は少なくありません。

このような状況の中で、親子が心身ともに健やかに育つことができるよう、健康づくりに関する取組や相談体制の充実、療育が必要な子どもと家庭への支援などに取り組みます。

基本目標3 育児も仕事も生きがいをもてる環境づくり

価値観の変化や経済状況の不安定さなどを理由に、女性の社会進出が進むことによる共働き家庭の増加や、保護者のライフスタイルや就労形態の多様化などにより、さまざまな保育サービスや経済的支援、仕事と生活の調和などが求められています。

このような状況の中、育児も仕事も生きがいをもてる環境づくりのために、こどもに関する支援拠点の充実や保育料の軽減、仕事と生活の調和に向けた取組などを推進します。

基本目標4 子育て家庭を支えるまちづくり

こどもにとって地域は単に住む場所であるばかりでなく、ふるさとです。こどもにとって安心安全で、保護者にとってもこどもを安心して生み育てていける環境を整えることが、地域に対する愛着を育むことにつながります。

また、子育ては保護者が第一義的責任を負っていますが、多岐にわたる子育て支援に対するニーズを満たすには、行政だけではなく、民間企業やNPO、ボランティア団体などが重層的なネットワークを形成し、お互いに協力して、地域で子育てを支え合う活動を推進していくことが大切です。

このような状況の中で、子育て家庭を支えるまちづくりのために、子育てしやすい生活環境の整備や、行政と地域が連携をとった協働での取組を推進します。

第3節 施策体系

基本目標1 心豊かに育つこどもの育成

基本施策	個別事業
1. こどもの権利・個性の尊重	(1) こどもの道徳教育への取組 (2) こどもの意見を尊重する取組 (3) こどもの権利を守る取組
2. 生きる力を育む	(1) 次世代の育成に向けた教育の充実 (2) 豊かな体験活動の推進 (3) いじめや不登校への取組

基本目標2 親と子がともに育つ家庭への支援

基本施策	個別事業
1. 健やかな家庭の育成	(1) 妊娠期の支援 (2) 乳幼児期の支援 (3) 子育て情報の提供 (4) こどもが安心して過ごせる家庭環境づくり
2. 育児不安を解消する支援体制の充実	(1) 不安を抱えるこどもと家庭への支援 (2) 療育が必要なこどもと家庭への支援

基本目標3 育児も仕事も生きがいをもてる環境づくり

基本施策	個別事業
1. ニーズに応じた教育・保育サービスの実施	(1) 幼児教育と保育サービスの充実 (2) 児童の放課後の居場所づくり (3) ファミリーサポート事業の実施
2. こどもに関する支援拠点の充実	(1) こどもに関する拠点施設の機能強化
3. 子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 手当等の支給 (2) 医療費等の助成 (3) 保育料等の軽減・助成 (4) 定住促進に向けた取組 (5) ひとり親家庭等への支援
4. 子育てしやすい社会環境づくり	(1) 仕事と生活の調和に向けた取組

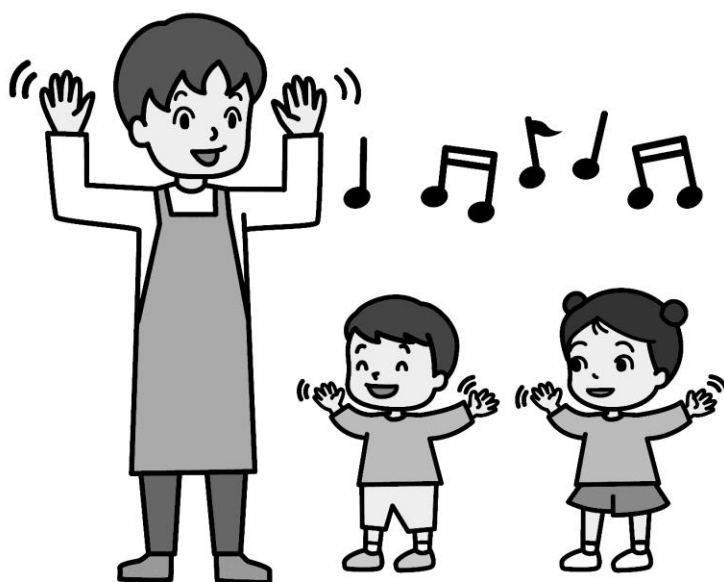
基本目標4 子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策	個別事業
1. 子育てしやすい生活環境づくり	(1) 公園や公共施設等の充実 (2) 安心安全への取組
2. 地域の連携による支援	(1) 公民館における子育て支援活動の推進 (2) 地域の人材活用の推進
3. 行政等による支援	(1) こどもに関する組織形成

第4節 教育・保育提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市においては、現在の教育・保育サービス等の提供体制に鑑み、市全体を1区域と設定しました。



第5章 施策の展開

基本目標 1 心豊かに育つ こどもの育成

基本施策 1. こどもの権利・個性の尊重

個別事業

(1) こどもの道德教育への取組

事業名	事業内容
道德学習等の充実	各学校において、道德教育年間指導計画に基づき道德科の学習を意図的・計画的に実施しています。また、道德科の学習以外でも、人権教育の視点を大切にした授業に取り組んでいます。具体的には、友達の考えのよさを見つけ、自分の考えをよりよくしていく等の取組です。今後も、豊かな心を育むための指導方法や指導体制の工夫改善等を進めます。

(2) こどもの意見を尊重する取組

事業名	事業内容
こどもの意見の反映	こどもの最善の利益を第一に考え、こども施策を進めていくためには、こどもの意見を聴き、施策に反映していくなど、こどもの社会参画・意見反映により共に社会をつくっていくことが重要です。このため、こどもを対象とした施設の整備や施設利用のルールづくりにおいて、こどもの意見を取り入れるために、こどもの意見表明の機会づくりを進め、こどもの視点を施策に反映するよう努めます。
児童・生徒代表による交流会	学校は互いの人権が尊重され、誰にとっても楽しく学べる場所であるべきということから、校則をはじめとする各学校の教育活動について児童生徒が意見交流することで人権を大切にしたい取組の活性化を図ります。

(3) こどもの権利を守る取組

事業名	事業内容
こどもの権利に関する市民啓発	すべてのこどもが自分らしく、健やかに成長できるよう、こどもの権利を守り、社会全体で支えることへの関心と理解を深めるため、人権に関する講演会、学習会等を開催し、市民へ周知啓発を行っています。また、教育委員会では、教員や保護者等を対象に、自他の命を大切にすることをテーマに「いじめストップフォーラム」を毎年実施しています。幼少期から、異なる背景や価値観を理解し、尊重する力を育むことで、互いの多様性を認め合う、共生社会の構築を目指すとともに、命の大切さや人権意識の高揚を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与します。

児童虐待防止の取組み	「こどもの権利」は、こどもたちが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべてのこどもが生まれたときからもっているものです。こどもは「一個の独立した人格を持った存在」として尊重される存在です。たとえ親であっても、これらの「こどもの権利」を侵害する行為は許されません。虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止等が重要です。要保護児童地域対策協議会の設置・運営、児童虐待防止にかかる広報やチラシ配布、オレンジリボンキャンペーンの継続、児童相談所・警察・保育園・小中学校等の関係機関との連携の強化、こども家庭センターの相談体制の充実を図ります。
-------------------	--

基本施策 2. 生きる力を育む

個別事業

(1) 次世代の育成に向けた教育の充実

事業名	事業内容
市立小中学校再編成	少子高齢化が今後も進むと見込まれるなか、学校規模の適正化を図り、児童・生徒の資質や能力の向上及び多くの友人と切磋琢磨できる充実した環境を整え、小規模校が抱える様々な教育課題の解決を図るため、市立小中学校の再編成を進めていきます。
一人ひとりに応じたきめ細かな指導	学力向上を図るために、習熟度別指導、繰り返し指導等に積極的に取り組むとともに、小規模特認校を設置し、特色ある教育に取り組んでいます。今後も、読書活動の推進や、英語教育、情報教育など、さまざまな教育課題に応じた指導を行い、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、こども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させ、地域に根ざした学校づくりを推進します。
健康教育・生(性)教育	福岡県PTA連合会が進める「“新”家庭教育宣言」をもとに、基本的生活習慣の定着に取り組んでおり、「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進しています。学校での食に関する計画、市の実施する親子ふれあい料理教室などを通して食育も推進しています。また、学習計画に基づき、小学校の段階から保健学習・学級活動の中で、生命の大切さや心と体の発達、自分らしさといった内容を発達段階に応じて指導し、たばこの害や飲酒の害、薬物の害についても学習しています。今後も、子ども一人ひとりに健康保持増進に必要な知識や基本的な生活習慣等を身に付けさせるための教育や、生(性)に関する教育を推進します。
安全・防犯教育	地元警察の協力のもと、小学校では指導計画に基づき、年1回、不審者対応や退避行動を学習する防犯教室と、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方などを指導する交通安全教室を実施しています。今後も指導計画を毎年見直し、指導の強化に向けて取り組みます。

スポーツ活動の推進	こどもの頃からの健康・体力づくりの推進として、スポーツ振興を図っています。総合型地域スポーツクラブ「よろうや」は、部活動を中心にコンディショニングセミナーを実施し、基本的なコンディショニング方法について学び、新しいシーズンに向けた体力強化のための方法を実践し、今後のスポーツ活動に活用できるようにする取り組みを行っています。また、総合型地域スポーツクラブ「ぶぜんピープルズ」では、学校や公共スポーツ施設を拠点として、こどもが参加しやすい工夫をするとともに会員数の増加を目指しています。豊前市スポーツ協会では、市民ニュースポーツ祭でこども向けの種目（輪投げ、スカッドボール、ディスゲッター等）を実施、豊前スポーツ活性化推進委員会では、プロスポーツ選手などを招き、優れた技術にふれる機会を提供する場として野球教室・サッカー教室・ゴルフ教室・パドミントン教室・ソフトテニス教室を開催しています。今後も、子どもたちの能力を伸ばし、スポーツの楽しさ、達成感等を体験する機会の充実を図ります。
------------------	---

(2) 豊かな体験活動の推進

事業名	事業内容
自然に親しむ 体験活動	こどもたちが豊前市の自然に親しみ、豊前市の農産物に理解を深められるように、川や海の実地調査、アユ・ヤマメの放流、農業体験等を実施しています。今後も、こどもたちが総合的な学習の時間で自然体験を通じて豊かな体験学習ができるよう充実を図ります。
五感をつかった 体験活動	間接体験（バーチャル）ではない、直接体験（リアル）をすることで、こどもの五感を育てています。小学生を対象に、家庭を離れて共同生活や体験活動を行いながら学校に通う「通学合宿」を実施し、便利で早い快適な毎日を過ごしているこどもたちに、炊事や洗濯、掃除等の家事を体験させ、家事の大変さや大切さを感じる場を設けています。家族以外の人と数日間生活をする中で、協調性や頑張る気持ちを育てます。なお、文化体験としては、コンサートや映画の上映、うるし工芸体験等の活動を行っています。また、小学校を対象にクラシックや邦楽のミニコンサートや楽器演奏体験等の体験活動にも取り組んでおり、今後も生涯学習の一環として推進します。
就業意識を育てる 体験活動	中学生を対象に職場体験学習を実施しています。主な受け入れ先は、介護施設・保育園・コンビニ・病院・図書館・飲食店等です。今後も、関係機関と連携し、こどもたちの就業意識を醸成するために、多様な就労の場を体験する機会を提供するとともに、内容の充実や受け入れ先の拡大を図ります。

(3) いじめや不登校への取組

事業名	事業内容
こどもと家庭の支援	いじめ問題に対しては、児童・生徒と最も近い担任を中心に、教職員でチームをつくり組織的に児童・生徒のケアと指導を行っています。場合によっては、市から指導主事やスクールカウンセラー※1、スクールソーシャルワーカー※2を派遣しています。不登校の小中学生を受け入れる教育支援センター「しゃくなげ教室」を設置し、指導員によるカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を行い、居場所づくりにも取り組んでいます。今後も、いじめや不登校を見逃すことなく、教育相談への対応や適応指導教室の充実を図りながらあたたかい支援を継続します。また、いじめや不登校については、福祉的な支援との連携が必要となる場面があります。教育・福祉で連携し、支援していきます。 ※1 スクールカウンセラー：児童生徒の不登校や校内でのさまざまな問題行動等の対応に当たり、専門的な心理学的知識を活用して心理相談業務を行う ※2 スクールソーシャルワーカー：不登校や問題行動等の課題に対して、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行う

福岡県いじめレスキューセンターとの連携	学校外の立場から、いじめに悩む子ども・保護者を支援するため、福岡県が「福岡県いじめレスキューセンター」を設置しました。いじめの被害や加害の背景には福祉的な課題があることも多いことから、いじめの解消の取り組みとあわせて、状況に応じて福祉的な支援につなぐ必要があります。福岡県いじめレスキューセンターへ相談があった場合、状況に応じ、関係部局と連携を図り、子ども・保護者を支援していきます。
----------------------------	---

基本目標2 親と子がともに育つ家庭への支援

基本施策1. 健やかな家庭の育成

個別事業

(1) 妊娠期の支援

事業名	事業内容					
低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業	妊娠に関する経済的負担を軽減するため、妊娠の判定に必要な産科医療機関の初回受診料を市民税非課税世帯や生活保護世帯の方を対象に助成します。					
妊婦健康診査	妊娠中の適切な健康管理を支援し、経済的負担の軽減を図り、健やかに妊娠・出産ができるように妊婦健康診査の費用を公費で負担しています。妊婦健診の受診を促し、健診結果から妊娠中や出産後の健康管理をフォローする体制を整えます。					
	確保量（回／年）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	確保量	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
妊婦健康相談	妊娠中の過ごし方や食事、子育てに対する心配事など、さまざまな相談に応じています。相談日以外でも柔軟に対応できるよう、妊婦のニーズに合わせて事業を継続していきます。					
パパママ応援事業	妊婦とその家族を対象に、パパママ学級を開催しています。健やかな妊娠・出産ができるよう、妊娠中の健康管理指導、沐浴体験、妊婦体験等を実施しています。母子手帳交付時には、マタニティマーク入りのキーホルダー等や子育て情報誌「子育てガイドブック」を配布しています。今後は、父親も一緒に参加しやすい雰囲気づくりにも配慮し、男女がともに子育てに関する知識を学べるような教室や講座を実施するとともに、マタニティマークの周知にも努めます。					

(2) 乳幼児期の支援

事業名	事業内容					
乳幼児健康診査	4か月、7か月、1歳6か月、3歳において乳幼児の健康診査を実施し、健やかな発育・発達を促すとともに、虐待の早期発見にもつなげています。健診では、むし歯予防、栄養や育児に関する指導を行っています。4か月児にはブックスタートとしての絵本を、3歳児には知育絵本をプレゼントしています。今後は、健診日程や、父親が参加しやすい雰囲気づくりなど、受診しやすさにも配慮していきます。また、未受診者に対しては、電話や訪問などの積極的なアプローチを行い、特にこどもの成長・発育や、保護者への丁寧な支援が必要なケースは重点的にフォローしていきます。					
予防接種	感染症の予防を図るため、感染症の正しい知識について情報発信し、予防接種の接種率向上を目指しています。今後も、医療機関と連携し、予防接種の安全性・必要性の周知を図り、保護者の関心を高めます。					
乳幼児相談	乳幼児の心身の健康や発達に関する、さまざまな相談に応じています。相談日以外でも柔軟に対応できるよう、保護者のニーズに合った事業を継続し、こどもの健康増進と育児不安の軽減に努めます。					
こんにちは！ 赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後2か月頃の赤ちゃんがいる全家庭を、保健師や看護師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児に関する情報提供などを行っています。家庭での養育支援が特に必要な乳児や、育児不安を抱える母親に対しては複数回の訪問を実施し、育児相談にも応じています。					
	確保量（人／年）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	100	100	100	100	100
	確保量	100	100	100	100	100
離乳食教室	乳幼児とその家族を対象に、月齢、離乳の時期に応じた、離乳食の作り方、食べさせ方のアドバイスを行う離乳食教室を開催しています。教室では試食も行い、離乳食に関する相談にも応じています。今後も、父親をはじめ家族全員が参加しやすい雰囲気づくりへの配慮など、より多くの親子が参加でき、安心して離乳食を進めることができるような教室づくりに努めます。					

もうすぐ1歳！ 親子教室	11 か月児の親子を対象に、「ことば」の発達をテーマに、親子遊びを紹介する親子教室を実施しています。親子での遊びを通して「ことば」の発達を促進し、親と子のコミュニケーションが深まるよう支援していきます。
親子ふれあい 料理教室	小・中学生とその保護者を対象に、食品構成、食品の選択、自分で料理する楽しさなどを学べる教室を開催しています。親子で食生活を通じて幼少期から生活習慣病予防の意識や習慣を身につけてもらえるよう取り組んでいます。
育児講座	地域子育て支援センター「たけのこ」や、幼稚園、保育園において、未就園児でも参加可能な親子講座や、託児のある講演会など、さまざまな育児講座を開催しています。今後も、子ども連れや父親でも参加しやすい講座の実施を推進します。
休日夜間の医療体制 の確保	休日夜間の小児医療については、豊築休日急患センターにおいての日曜・祝日およびお盆と年末年始の受入れ、中津市民病院内の小児救急センターにおいての平日・夜間、および土日祝日の受入れを行っています。これらの医療体制を分かりやすく周知するよう努めます。

（３）子育て情報の提供

事業名	事業内容
子育てガイドブック	妊娠出産から子育て中の方が、必要とする情報をまとめた「子育てガイドブック」を作成し、母子手帳交付時や、出生・転入の手続時などに配布しています。今後も、分かりやすい内容となるよう努め、より広く子育て家庭へ情報提供ができるよう配布方法も検討していきます。
たけのこ T I M E S	地域子育て支援センター「たけのこ」が、センターの活動情報誌として毎月発行しています。今後は、市内の保育園情報や健診などのスケジュールなど、月単位で幅広く市内の子育て情報を収集し、内容の充実に努めます。
市報・メディアの活用	子育てに関する基本的な情報については、市報や市ホームページに掲載しています。今後は、市報やホームページでは情報が届きにくい人にも対応するため、多様なメディア（ソーシャルネットワーキングサービス等）を用いて情報発信に努めます。

(4) こどもが安心して過ごせる家庭環境づくり

事業名	事業内容
D V ・ 児 童 虐 待 等 の 防 止 と 被 害 者 へ の 支 援	こどもの健全な成長の阻害要因となる、家庭におけるあらゆる暴力行為を防止するため、市報、ホームページ等の活用や運動期間に対応したキャンペーン、講演会・セミナー等を開催し、市民への啓発活動を推進します。 また、被害の早期発見や情報提供など、警察署や児童相談所などの関係機関との連携強化を図るとともに、被害者からの多様な相談に適切に対応するため、チラシの配布、公共施設へのパンフレット設置等、相談・支援窓口の周知啓発に努めます。
保 護 者 研 修	早期支援連携協議会、要保護児童対策地域協議会、教育・学校運営協議会（コミュニティスクール）と連携を図り、保護者に対する道徳教育等の研修を行います。また、日時について配慮する、親子で受けられる等工夫することで、研修の充実を図ります。

基本施策 2. 育児不安を解消する支援体制の充実

個別事業

(1) 不安を抱える子どもと家庭への支援

事業名	事業内容					
相談支援体制の充実と連携	妊娠期から子育て期の保護者、子どもからの相談を一体的に受けることができるよう「こども家庭センター」を設置しました。こども家庭センターの周知に努め、気軽に安心して相談できる体制を整備します。また、相談内容に応じ、必要な支援やサービスへつなぎ、寄り添い、細やかな対応ができるよう、職員の質の向上やスキルアップ、職員体制の充実を図ります。					
ひとり親家庭の相談支援体制	ひとり親家庭や離婚を考えている方に対する支援等（住宅、仕事、生活、悩み等）の相談について、福岡県「ひとり親サポートセンター」と連携しながら対応します。また、それぞれの家庭の個別の状況に応じて庁内の他部署と連携を取りながら、ひとり親家庭の経済的困窮や孤立防止に取り組みます。					
新生児聴覚検査費用助成	聴覚障がい早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査にかかる経済的負担を軽減するため、検査費用の助成を行います。					
養育支援訪問事業	養育が必要な乳幼児のいる家庭に対し、保健師や看護師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等、必要な支援を行います。					
	確保量（人／年）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	150	150	150	150	150
乳幼児発育相談	こどもの発育・発達に関して作業療法士・言語聴覚士が、相談に応じます。必要に応じ、専門機関や療育機関の紹介や、保育園、幼稚園と連携を図り発育・発達を支援していきます。					
	確保量（人日／年）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	50	50	50	50	50
産後ケア事業	出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保する産後ケア事業を実施しています。市が委託する産婦人科や助産院で宿泊（ショートステイ）をしたり、助産師による訪問（アウトリーチ）で育児や授乳の方法の指導を受けたりすることができます。					
	確保量（人日／年）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	50	50	50	50	50
産後ケア事業	確保量（人日／年）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	50	50	50	50	50
	確保量	50	50	50	50	50

ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に児童養護施設等で一定期間養育又は保護するショートステイ事業を実施しています。今後も、保護者のニーズをふまえ、事業を継続していきます。					
	確保量（人日／年）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	400	400	400	400	400
	確保量	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
トワイライトステイ事業 (子育て短期支援事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、平日の夜間又は休日に児童養護施設等で養育等を行うトワイライトステイ事業を実施しています。今後も、保護者のニーズをふまえ、事業を継続していきます。					
	確保量（人日／年）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	34	34	34	34	34
	確保量	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業を実施します。					
	確保量（人日／年）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	120	240	240	240	240
	確保量	120	240	240	240	240
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業を実施します。					
	確保量（人／年）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	20	20	20	20	20
	確保量	20	20	20	20	20

親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。					
	確保量（人／年）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	10	20	20	20	20
	確保量	10	20	20	20	20

（２）療育が必要な子どもと家庭への支援

事業名	事業内容
早期からの教育相談・支援体制構築事業	障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をするため、教育委員会を中心に、医療や福祉等の関係部局が連携を図りながら、早期支援連携協議会を年２～３回程度開催し、関係機関の情報共有や、保護者との合意形成を図り、就学に向けた総合的な支援を行うなど、乳幼児期からの教育相談や支援を行っています。また、就学担当者への研修会、保育園・幼稚園・小学校への巡回相談、保護者の育児不安相談等の事業も展開しています。今後は、進学、就職までを見据えた切れ目のない継続的な支援ができるよう、事業をより充実させ、実施内容を検討していきます。
障害児保育・特別支援教育の推進	障がいのある子ども、困り感のある子どもが、同年代の子どもとともに教育・保育を受けることができるよう、保育園・幼稚園・小中学校では障害児保育や特別支援教育を実施しています。また、こどもの特性に合わせた教育・保育ができるよう、保健師や専門家による指導も実施し、困り感のある子どもに豊かな教育・保育環境が与えられるよう、特別支援教育支援員や加配保育士等も配置しています。

基本目標 3 育児も仕事も生きがいをもてる環境づくり

基本施策 1. ニーズに応じた教育・保育サービスの実施

個別事業

(1) 幼児教育と保育サービスの充実

事業名	事業内容					
入所受入体制の確保	市内には幼稚園が 1 か所、認可保育園が 5 か所、認定こども園が 4 か所あります。どこにも入所できない待機児童は発生していませんが、保護者が希望する施設に入所できるよう、企業主導型保育施設の地域枠も活用し、受入体制の確保を図っていきます。					
	確保量（人／年）					
	1 号認定					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	65	65	65	65	65
	幼稚園等での確保	95	95	95	95	95
	2 号認定（幼児教育の利用希望が強い）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	30	30	30	30	30
	幼稚園等での確保	40	40	40	40	40
	2 号認定（上記以外の 3～5 歳）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	358	358	358	358	358
	保育園等での確保	373	373	373	373	373
	3 号認定（1、2 歳）※（ ）内はうち企業主導型保育施設の地域枠					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	174	174	174	174	174
	保育園等での確保	174(9)	174(9)	174(9)	174(9)	174(9)
	3 号認定（0 歳）※（ ）内はうち企業主導型保育施設の地域枠					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	44	44	44	44	44
	保育園等での確保	47(0)	47(0)	47(0)	47(0)	47(0)

延長保育事業	認可保育園や認定こども園（保育部分）では 18 時から 19 時まで延長保育を実施しており、今後も保護者のニーズをふまえ、事業を継続していきます。					
	確保量（人/年）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	250	250	250	250	250
	確保量	450	450	450	450	450
一時預かり事業	不定期的な就労や、保護者のリフレッシュ等、一時的に保育を希望する場合に、認可保育園や認定こども園（保育部分）において保育サービスを提供しており、一日単位、半日単位で保育が受けられます。今後は、必要なときに必要な保育が受けられるよう、受入体制の確保を図っていきます。また、幼稚園や認定こども園（教育部分）については、保育における延長保育及び土曜日を対象とした休日保育にあたる預かり保育を実施しており、今後も保護者のニーズをふまえ、事業を継続していきます。					
	確保量（人日/年）					
	預かり保育					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	確保量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	保育園・認定こども園（保育部分）利用					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	231	231	231	231	231
	確保量	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
病児・病後児保育事業	ちづか保育園内に病後児保育室「カンガルーのポッケ」を設置し、急性期を過ぎた病後の生後 3 か月から小学 6 年生までのこどもを預かる病後児保育を実施しています。今後は、利用する際の手続き方法の見直しなど、さらに利用しやすい事業形態を検討していきます。また、病中のこどもを預かる病児保育については、保護者のニーズをふまえ、事業の実施を検討していきます。					
	確保量（人日/年）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	200	200	200	200	200
	確保量	480	480	480	480	480

休日保育事業	休日保育については、保護者の就労状況やニーズおよび認可外保育施設の利用状況等もふまえ、今後の方向性を検討していきます。
認定こども園への移行促進	幼児教育と保育サービスの安定供給を図るため、既存保育所の認定こども園への移行促進を図ります。
施設の安全対策	施設の安全対策を図るため、各施設における大規模修繕等の老朽化対策に取り組みます。

(2) 児童の放課後の居場所づくり

事業名	事業内容					
放課後児童クラブの 安定した運営体制の 確保	大村小学校を除く各小学校区ごとに放課後児童クラブを設置し、下校時に家庭に保護者がいない小学生を、家庭に代わって保育しているほか、豊前市と吉富町に在住する築城特別支援学校の児童生徒等を対象に、ひまわり学童保育所を設置しています。 今後、小学校再編に合わせて、放課後児童クラブの在り方等について検討していきます。					
	確保量（人/年）					
		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	見込み量	268	266	248	340	323
	1 年生	88	94	76	82	78
	2 年生	69	65	69	79	82
	3 年生	51	53	50	99	80
	4 年生	40	34	35	47	50
	5 年生	14	14	12	17	16
	6 年生	6	6	6	16	17
	確保量	348	348	348	360	360
大村すこやか 子ども塾	大村小学校児童及び同校区内居住の児童を対象とし、平日の放課後や夏休み等の長期休暇に、児童の多様な体験学習や活動を行うことにより、健全育成を図ります。					

(3) ファミリーサポート事業の実施

事業名	事業内容
シルバー人材 センターの活用	保育園や放課後児童クラブへの送迎、留守番等の育児支援事業（ファミリーサポート）をシルバー人材センターへ委託して実施しています。今後も、保護者のニーズをふまえ、事業内容について検討します。

基本施策 2. こどもに関する支援拠点の充実

個別事業

(1) こどもに関する拠点施設の機能強化

事業名	事業内容					
こども家庭センター	妊産婦・子育て世帯・こどもを対象に年齢で区切らずに一体的な相談支援を行います。保健師・社会福祉士・子ども家庭支援員等が相談に応じ、相談内容に応じて必要な支援やサービスへつなぐことができるよう、こども家庭センター以外の関係機関との連携を図ります。 また、さまざまな相談に対応できるように職員の質の向上とスキルアップ、職員体制の充実を図るとともに、安心して相談できる体制を整備します。					
	確保量（か所）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1
地域子育て支援センターの利用促進	地域子育て支援センター「たけのこ」では、就学前のこどもとその保護者を対象とした「わくわく広場」や、月齢に応じたサークル活動、育児講座などを実施しています。子育てに関するさまざまな情報発信や、親と子の集いの場の提供を行い、魅力ある施設を目指します。今後は、就学前のこどもと保護者だけでなく、妊娠期から子育て中の親子全般に広く利用しやすい環境づくりに努めるとともに、幅広く周知を行い、利用の促進を図ります。					
	確保量（人回/月）					
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	見込み量	250	250	250	250	250
	確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

基本施策 3. 子育てにかかる経済的負担の軽減

個別事業

(1) 手当等の支給

事業名	事業内容
妊婦のための 支援給付	妊娠・子育て期の経済的負担を軽減するため、妊娠している人・妊娠しているこどもの人数に応じ、5万円ずつ支給します。
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	子育て家庭の生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童を養育している方に児童手当を支給しています。また、ひとり親家庭等や障がいの状態にある児童を養育している方には児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給しています。これらは国の制度であり、今後も法に従い支給を継続します。
すこやか赤ちゃん 出産祝金	こどもの誕生を祝い、すこやかな成長を願って、2人目を出産された方に10万円の出産祝金を支給します。
就学援助	小学校及び中学校に在学する児童・生徒（次年度の入学予定者を含む。）のうち、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に要する経費（学用品費や学校給食費など）の一部を助成します。
奨学金の活用	経済面で進学に悩む家庭に対し、各種奨学金が活用できるよう周知に努めます。

(2) 医療費等の助成

事業名	事業内容
子ども医療 ひとり親家庭等医療 重度障害者医療	こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学生までの通院、入院、調剤にかかる医療費を助成します。また、ひとり親家庭等の親と子、心身に重度の障がいをもつ子の医療費についても助成をします。
未熟児養育医療	出生後、入院により養育を行う必要のある満1歳未満（誕生日の前々日まで）の乳児に対して、医療費の助成をします。
インフルエンザ 予防接種費用	生後6か月から中学生までのお子さんに対し、予防接種費用の一部助成をします。

(3) 保育料等の軽減・助成

事業名	事業内容
保育料等の軽減措置	多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、戸籍上第3子以降のお子さんが保育園・幼稚園・認定こども園に入園した場合、対象児童の保育料を無料とします。 加えて、国が3歳以上児の教育・保育無償化を実施したことに伴い、3歳以上児の教育・保育給付、施設等利用給付、障害児通所支援に係る副食費を無料とします。

(4) 定住促進に向けた取組

事業名	事業内容
住宅費用の軽減・補助	新婚世帯に対して、入居する民間賃貸住宅の家賃や、中古住宅のリフォーム費用の一部を助成します。また、三楽分譲地を購入して住宅を建築する方には定住促進補助金を交付します。

(5) ひとり親家庭等への支援

事業名	事業内容
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の保護者が安定した職に就職できるよう支援を行っています。看護師や保育士などの資格取得のために養成機関に在学する場合、就学中の生活負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発の取組を支援するため、雇用保険制度における教育訓練を受ける場合に自立支援教育訓練給付金を支給します。制度を活用して、ひとり親家庭の経済的な自立を支援していきます。
貸付制度	福岡県において、就学支度資金や就職支度資金など、ひとり親家庭へ貸付制度を実施しています。

基本施策 4. 子育てしやすい社会環境づくり

個別事業

(1) 仕事と生活の調和に向けた取組

事業名	事業内容
ワーク・ライフ ・バランスの推進	仕事と育児・家事、地域活動を一人ひとりが望むバランスで両立できる環境づくりを推進します。 男女ともに育休等の育児にかかわる休業・休暇制度を取得できる職場環境整備や、家庭における性別役割分担意識の解消に向けて、企業・事業所向けセミナー開催や、市民の意識啓発を図り、子育てを社会で支える意識の醸成に努めます。 また、こどもの頃から性別にとらわれない働き方、家庭のあり方や生活面の自立について学べるよう、児童生徒に向けた施策の充実に取り組めます。

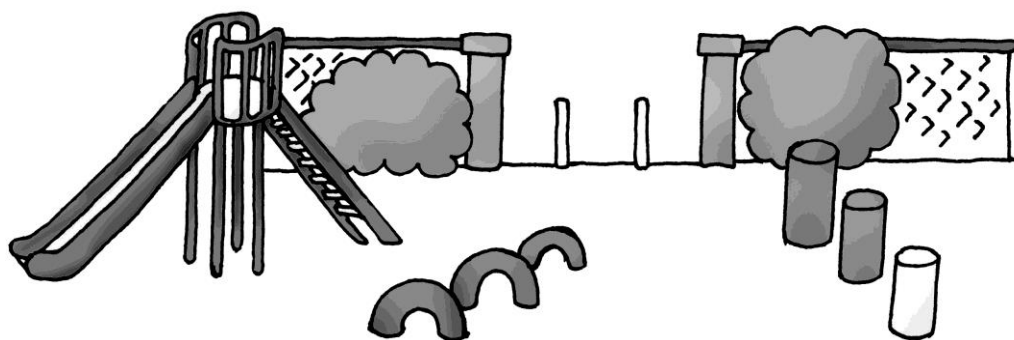
基本目標4 子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策1. 子育てしやすい生活環境づくり

個別事業

(1) 公園や公共施設等の充実

事業名	事業内容
公園の整備	こどもから高齢者まで、誰もが安全で安心して遊べる公園を確保するため、都市公園については、公園長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な維持管理を行います。また、その他の公園についても適切な管理・保全を行います。
公共施設・観光施設の整備	こどもを連れた外出時の不便さを解消するため、公共施設や観光施設において、おむつ替えシートや授乳室など、今後の施設整備では、バリアフリーとともに子育てに配慮した整備を推進していきます。



個別事業

(2) 安心安全への取組

事業名	事業内容
通学路の整備	危険性の高い通学路等について、路肩のカラー舗装を推進し、こどもの安全な通行を確保しています。今後も、路肩のカラー舗装の推進のほか、歩道・防護柵の設置等により安全な歩行空間の確保を図ります。
登下校の安全確保	こどもが安全に登下校できるよう、交通安全指導員による登校時交通安全指導、「こども見守り隊」による下校時の見守り、「地域守ろう隊」によるパトロール、「子ども110番の家」の選定等を行っています。また、地域の防犯灯の設置補助も行っています。今後も、こどもが安心して登下校できるよう地域と連携し、交通安全・防犯体制に取り組めます。
不審者対策	こどもを犯罪から守るため、学校において防犯グッズの配布や、防犯マップを作成・配布し、危険場所をこどもと実際に確認するなど注意喚起を行っています。また、不審者情報は保育園・認定こども園・幼稚園、小中学校、放課後児童クラブに連絡する体制を整えています。関係機関が連携し、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図ります。



基本施策 2. 地域の連携による支援

個別事業

(1) 公民館における子育て支援活動の推進

事業名	事業内容
こどもの居場所づくり	放課後の居場所として、地域のこどもが、地域で放課後を過ごせるよう、公民館での地域づくり協議会活動やアンビシャス広場の活動を支援します。
子育て家庭と地域の交流	公民館では、各種団体による夏の学習教室、通学合宿、クリスマス会、しめ縄づくり、もちつき大会等の場を提供し、地域の親子との交流を図っています。核家族化や共働きにより、地域とのつながりが薄れている子育て家庭が、公民館活動を通して地域と交流できるよう支援します。

(2) 地域の人材活用の推進

事業名	事業内容
子ども会活動の推進	子ども会活動を推進するため、インリーダーの研修で人材育成をしています。また、豊前市子ども会連合会の活動の中で、指導者育成や中高生を対象としたジュニアリーダークラブの活動を通じ、募金活動や各子ども会への協力などのボランティア活動をしています。さらに、ジュニアを卒業した若者をシニアリーダーとして育成し、子ども会の活動支援を行っていただいています。今後も、子ども会活動がより活発になる情報や学習機会の提供及び各種研修を充実することで、さらなる交流の促進を支援します。
学校・幼稚園・保育園への住民参加	ボランティア等に従事する人材、こどもの交流の場となりうる広場・施設等、こどもが参加可能な行事などの地域資源を、学校・幼稚園・認定こども園・保育園において積極的に活用します。行事への住民参加に加え、読書ボランティア等の地域人材の活用など、地域でこどもの成長を見守る取組をボランティアセンターの充実を図りながら推進します。

基本施策 3. 行政等による支援

個別事業

(1) こどもに関する組織形成

事業名	事業内容
子ども・子育て会議	子ども・子育て会議により、計画の進捗状況に対する評価や計画の見直しの実施を検討します。委員会には、こどもをもつ保護者などに参加してもらい、より本市の実情に即した計画の推進に努めます。会議による評価や計画の見直し等の意見をうけ、子育て支援事業および取組に生かします。
要保護児童対策地域協議会	児童相談所、主任児童委員、女性相談支援員、保育部門、教育部門、警察署、医療部門などによる豊前市要保護児童対策地域協議会を設置しています。代表者会議を1年に1回、実務者会議を2か月に1回、個別ケース検討会議を随時開催することにより、要保護児童等の適切な保護、児童虐待防止に対し情報交換を密に行い連携することで、迅速かつ適切な対応を図ります。
青少年育成市民会議	青少年育成市民会議では教育、福祉、健康、環境などさまざまな分野にかかわる市民の力を結集し、各種表彰、コミュニケーションセミナー、親子教室などの実施、豊前てんぐウォーク、市民会館・求菩提資料館・埋蔵文化財センター等で実施することも対象の体験講座ほか市内で開催されるスポーツ、文化芸術イベントの支援を通して、青少年の健全育成に努めます。
教育・学校運営協議会 (コミュニティ スクール)	学校・家庭・地域の連携を強化するために、各学校において豊前市教育・学校運営協議会を設置しています。各中学校ブロック協議会を中心に、一人ひとりのこどもが自尊感情を高め、自分も周りの人も大切に、個性や能力を伸ばしていくことを目標にしています。

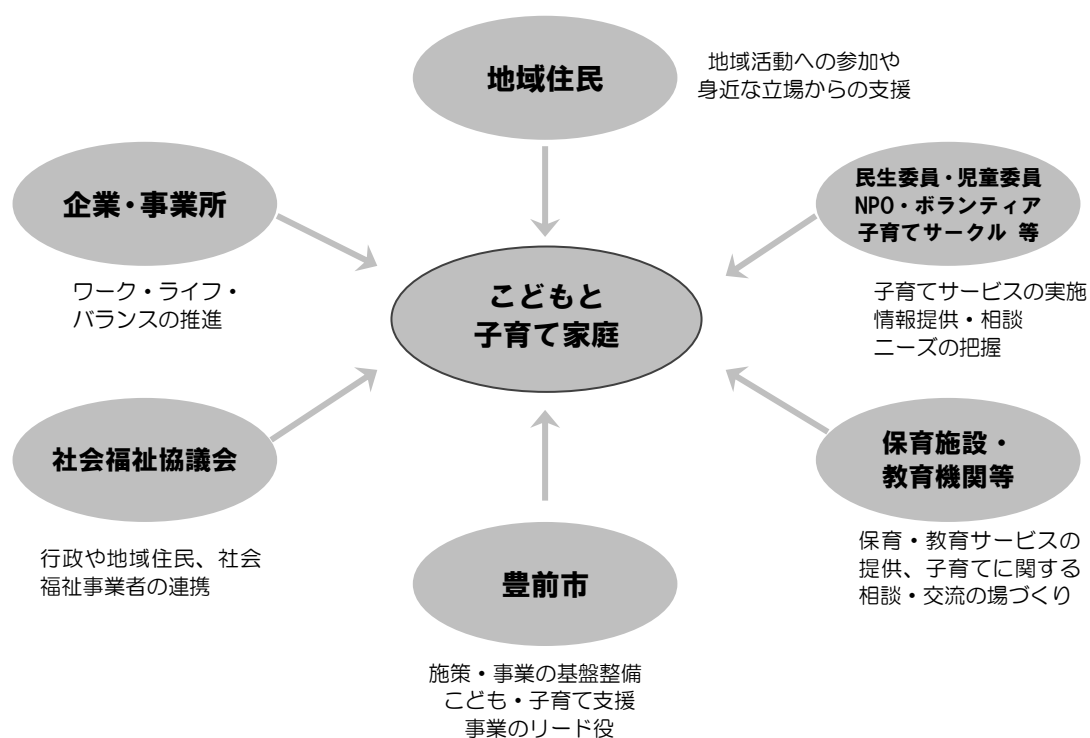
第6章 計画の推進に向けて

第1節 行政、市民、事業者による連携した取組の充実

本計画の推進には、こども自らの主体的な参加、現在子育て中の市民はもとより、さまざまな市民の参加が不可欠です。諸施策・事業への企画段階から市民と行政、事業者間での合意形成を図り、協働による推進を図ります。

本計画の基本理念「親子と地域！ともに元気に育つまち ぶぜん」を確実に実現していくためには、各課が本計画に示された目標に向けて、全庁的に取り組むことが必要です。本計画の理念や施策に対する理解を庁内に浸透させ、関係各課と連携しながら推進を図ります。

<こども・子育て支援を担う人々・組織の役割>



第2節 計画の進捗状況の管理・評価体制の整備

本計画の基本理念の実現に向けた各施策の実施にあたっては、今後の社会・経済情勢や国の動向を見極め、変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

資料編

(1) 豊前市子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月27日条例第42号

豊前市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、豊前市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に規定する事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第86号）の一部を次のように改正する。

(略)

附 則（令和7年3月6日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 豊前市子ども・子育て会議委員名簿

所属団体	委員氏名	役職
社会福祉法人恵光園	有 馬 美弥子	会 長
京築地方保育協会 豊前支部	清 原 聡	副会長
京築地方保育協会 豊前支部保育士会	本 坊 恵梨香	
学校法人豊前幼稚園	矢 倉 弘 宣	
豊前市小学校校長会	森 下 康 成	
豊前市子ども会連合会	牧 野 秀 年	
社団法人豊前築上医師会	前 田 公 史	
NPO法人鈴の音福祉会	渡 邊 三枝子	
豊前市民生委員児童委員協議会	黒 木 満智子	
福岡県京築児童相談所	佐 藤 雅 二	
保護者代表(公募)	渡 邊 千 恵	
学識経験者	恒 遠 俊 輔	

(3) 豊前市子ども・子育て会議開催状況（日程・審議事項）

	回	日程	内容
令和6年	第1回	6月11日	○第3期計画について
		6月28日 ～7月12日	(子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査)
	第2回	11月22日	○アンケート結果報告について ○子ども・子育て支援事業計画の素案について
	第3回	12月17日	○子ども・子育て支援事業計画の素案について(承認)
		12月20日 ～1月19日	(パブリックコメント)
令和7年		1月20日	○パブリックコメント報告(文書)

豊前市
子ども・子育て支援事業計画（第3期）

発 行／豊前市 市民福祉部 福祉課
〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955
TEL : 0979-82-1111（代表）
FAX : 0979-82-9222
